



アジア太平洋地域における事業展開 2026

forv/s
mazars



アジア太平洋地域は世界経済の牽引役として重要な役割を果たしています。国際的な企業が海外進出を目指す中で、アジア太平洋地域には大きな成長機会があります。

本ガイドは、アジア太平洋地域における事業展開に関心のある方を支援することを目的として作成されたものです。本ガイドは取り上げるテーマを網羅的に解説するものではなく、事業展開に際して生じる重要な論点や疑問の一部について解説しています。具体的な問題が生じた場合には、関連する法令を踏まえ、適切な専門家の助言を受けることが必要になります。

目次

4	はじめに
5	オーストラリア
9	中国
13	香港
17	インド
21	インドネシア
25	日本
30	大韓民国
34	マレーシア
39	フィリピン
43	シンガポール
48	台湾
52	タイ
56	ベトナム

Forvis Mazars は、単一ブランドの下で展開する世界有数のプロフェッショナル・サービス・ネットワークです。米国の Forvis Mazars LLP と、100 を超える国と地域で事業を展開する国際的に統合されたパートナーシップである Forvis Mazars Group SC の 2 つのメンバーによって構成されています。両メンバーは、比類のないクライアント・エクスペリエンスを実現するという共通の使命を掲げ、監査・保証、税務、アドバイザリー、コンサルティングサービスを世界中で提供しています。

100 年を超える歴史を持つ Forvis Mazars は、両ファームの伝統を受け継いでいます。その根幹にあるのは、独自の視点と比類のないクライアント・エクスペリエンスを提供するというコミットメントです。2 つのメンバーによって構成されるネットワークとして、私たちは従業員やクライアントの多様な視点、知識、そして地域への理解を尊重し、それらを反映しています。クライアントのニーズにしっかりと耳を傾け、世界中で一貫した監査・保証、税務、アドバイザリー、コンサルティングサービスを提供しています。

私たちは、クライアントのニーズに耳を傾け、迅速に対応し、価値を提供するためにコンサルティングを行う人材を通じて、クライアントの業界について理解を深めながら、優れた洞察、高度な専門性、オーダーメイドのソリューションを提供します。

Forvis Mazars は、クライアント一人ひとりに対し、確かな視点に基づくきめ細かな解決策を提供することを目指しています。私たちは、全体像を捉えるグローバルな視点と、それを理解するローカルな知識を併せ持ち、クライアントが自信を持って意思決定を行い、将来に備えられるよう支援しています。

アジア太平洋地域における Forvis Mazars

Forvis Mazars は 1997 年からアジア太平洋地域の 15 の国・地域で事業を展開し、30 を超えるオフィスに 4,900 人以上の専門家を擁しています。私たちは、一体となったチームとして、専門知識、規模、そして文化的理解を活かし、監査・会計、税務、財務アドバイザリー、アウトソーシング、コンサルティング、サステナビリティ、およびリーガルの分野において、個々のクライアントに合わせた卓越したサービスを提供しています。

各地にオフィスを構え、現地での事業運営、新市場への参入、地域内やグローバルな事業の効率化を支援しています。さまざまな分野、サービス、地域にわたってシームレスに連携することで一貫した品質を実現し、私たちのスキルや専門知識とグローバルな視点、地域に根差した知見を組み合わせることで包括的なプロフェッショナル・サービスをクライアントに提供しています。

クライアントがアジア太平洋地域で事業を展開する際には、Forvis Mazars が戦略的なビジネスパートナーとして、この地域の単一の窓口となり、現在の事業環境における機会を最大限に活用できるようサポートします。

アジア太平洋地域における Forvis Mazars の主要データ：

15

国・地域

30+

オフィス

4,900+

プロフェッショナル

180+

パートナー

特に記載のない限り、2026 年 1 月 1 日時点のデータです。

アジア太平洋地域における事業展開 オーストラリア



オーストラリア

事業体の設立

外国企業がオーストラリアで事業を行うことを希望する場合に利用できる法的形態は、子会社または登録外国会社です。（外国企業がオーストラリアで事業を行うために登録する形態、すなわち支店登録です。）オーストラリアには駐在員事務所という概念もありますが、駐在員事務所では、オーストラリア内での外国企業の事業活動がマーケティングや在庫管理などに限定されます。

会社は、設立手続きやさまざまな事業登録の取得がはるかに容易な形態であるため、オーストラリアで事業を立ち上げる際に最も一般的です。会社を設立するには、オーストラリアに居住する取締役を最低1名、オーストラリア税務局（ATO）との連絡窓口となるオーストラリア居住の「パブリック・オフィサー」を1名置く必要があります。一人の担当者が両方の役割を兼任することもできます。

支店（登録外国会社）は、法人税の観点からは、基本的に会社と同じ扱いを受けます。オーストラリア証券投資委員会（ASIC）およびオーストラリア税務局（ATO）に外国会社を登録する初回の手続きは、外国関係者の身分証明要件があるため、プロセスが煩雑になる場合があります。このため、設立手続きに最大3か月かかる可能性があります。2022年4月5日以降は、オーストラリア人および外国人の取締役はともに、就任前にオーストラリア商務登記サービス（ARBS）で取締役識別番号を取得する必要があります。支店を設立するには、ASICに対して会社が果たすべき義務に責任を負う現地代理人を選任しなければなりません。

1.76%

GDP 成長率 *

3.7%

インフレ率 *

2,720万人

人口 *

64,604米ドル

一人当たり GDP**

*データは、オーストラリア準備銀行(RBA)の2026年主要経済指標のスナップショットに基づきます。

外国企業に対する規制

1975 年の外資買収法 (Foreign Acquisition and Takeovers Act, 1975) に基づき、外国人または外資系企業は、不動産の重要な権益、オーストラリア資本の非公開企業株式の一定持分、またはオーストラリア資産を所有する外国企業の株式を購入する前に、外国投資審査委員会 (FIRB) の承認を得なければなりません。持分取得に適用される基準値は、FIRB の [ウェブサイト](#) で確認できます。

投資優遇

オーストラリア居住会社は、研究開発費に対する所得税の優遇措置や輸出推進のための助成金を受けることができます。オーストラリア支店を通じて事業を行う外国企業は、オーストラリアと二重課税防止協定を締結している国で法人を設立している場合、これらの優遇措置を受けることができます。

初期段階のイノベーション企業への投資家には、税制優遇措置が用意されています。この優遇措置では、投資の初期費用に対する税額控除が受けられるほか、12 か月～10 年保有した株式の売却益に対するキャピタルゲイン税が免除されます。ただし、これらの優遇措置には厳しい適格基準があり、優遇措置が適用されるためには、投資家は自身と企業の双方が ESIC の全ての要件を満たしていることを確認する必要があります。

多くの従業員を擁する大企業がオーストラリアに進出しようとする場合、州による助成金や州の給与税控除が利用できる場合があります。これらは個別に交渉されます。

就労許可とビザ

ビジネス目的（会議への出席、契約交渉、商談など）でオーストラリアに渡航する外国人は、通常、商用ビザ (Business Visitor Visa) を取得することができます（国籍による）。オーストラリアでの就労を希望する外国人は、適切な就労ビザを取得する必要があります。一般的には雇用主指定ビザ (TSS ビザ) または短期就労（短期特定活動）ビザ（サブクラス 400）を取得します。

オーストラリアで事業を行う企業、またはオーストラリアに法人を設立しようとする他国の企業は、個人の TSS ビザのスポンサーとすることができます。このビザにより、外国人従業員は職種に応じて最長 2 年間または 4 年間オーストラリアに滞在することができます。TSS ビザ保有者は、雇用主の推薦があれば永住権を申請することができます。

ビザ保有者は、移民局の事前の承認なく雇用条件を変更することはできません。

税制

オーストラリアで事業を行う全ての企業は、オーストラリア企業番号 (ABN) とタックス・ファイル・ナンバー (TFN) を取得する必要があります。

オーストラリアの主な事業税は、法人税、GST、源泉徴収税です。オーストラリアの一般法人税は税率 30% で、課税所得に適用されます。ただし、事業を営んでおり、受動的所得が年間所得の 80% 未満で、かつグループ全体の年間売上高が所定の基準額を下回る企業には、25% の軽減税率が適用されます。2021 / 2022 年度以降、その基準額は 50 百万豪ドルとなっています。

所得税の申告は毎年行う必要があり、その期限は納税者の年度末と売上高によって異なります。事業開始から 1 年が経過した後は、事業規模に応じて、法人税を毎月または四半期ごとに分割して納付しなければならない場合もあります。この毎月または四半期ごとの納付は、会計年度末の納税額に充当されます。

オーストラリアの標準的な会計年度末は 6 月 30 日ですが、納税者は、グループの報告日に合わせて別の会計年度末を設定するために申請することができます。納税者が 12 月 31 日を年度末とすることを選択した場合、税務申告書の提出期限は翌年の 7 月 15 日となります。欠損金は、一定の欠損金基準を満たすことを条件として、期限なく繰り越すことができます。完全所有グループ内の全てのオーストラリア法人は、連結納税を選択することができ、その結果、所得税法上は単一の法人として扱われます。

一般的に、売上高が 75,000 豪ドルを超える全ての企業に対して、物品サービス税 (GST) の登録が義務付けられています。GST の税率は 10% です。登録事業者は、事業活動計算書により、毎月または四半期ごとに GST を申告する必要があります。純 GST 額（納付すべき GST から仕入税額控除を差し引いた額）は、同時に ATO に納付されます。

利息、非適格 (Unfranked) 配当（オーストラリアでこれまで課税されていない利益を原資とする配当）、およびロイヤリティを海外に支払う場合は、源泉徴収税を控除することが義務付けられています。オーストラリアでは、ロイヤリティの定義が他の多くの国よりも広く定められています。源泉徴収税の税率は、オーストラリアが当該国と二重課税防止協定を締結しているかどうかを踏まえて決定されます。

監査・会計

非公開会社および登録外国会社の報告義務は、その会社が会社法で大規模会社と定義されているか、小規模会社と定義されているかによって異なります。

以下の3つの基準のうち2つを満たす企業は小規模会社に分類されます。

1. 連結営業総収入が年間5,000万豪ドル未満である。
2. 連結営業総資産が期末時点で2,500万豪ドル未満である。
3. 当該の事業体および全ての被支配事業体で期末時点の従業員数が100人未満である。

その他の非公開会社は大規模会社に分類されます。

外国企業に支配されている小規模会社は、以下の適用除外のいずれかに該当する場合を除き、監査済み財務報告書を作成し、ASICに提出することを義務付けられています。

- 登録外国会社またはオーストラリア法人がASICに提出する連結財務報告書に、当該の会社の業績が含まれている場合。
- 当該会社が小規模会社として上記の基準を満たし、かつ所定の期間内（会計年度開始日の3か月前から会計年度終了後4か月まで）にASICから免除措置を受けている場合。

オーストラリアの標準的な会計年度末は6月30日ですが、特定の法令に従うことを条件として、会社は海外親会社の会計年度と合わせるため、代替の会計年度をASICに書面で通知することができます。

オーストラリアの法定目的で作成される財務諸表は、オーストラリア固有の開示事項を前提として、国際財務報告基準（IFRS）とほぼ整合するオーストラリア会計基準（AASB）に準拠する必要があります。

国特有の事情

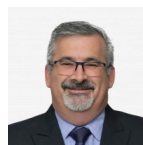
- 自動車、娯楽、健康保険など、従業員に提供される福利厚生に対してフリンジベネフィット税が課されます。
- 従業員が所在する州に応じて、州ごとに給与税を支払う必要があります（州の基準額が適用されます）。
- 従業員が所在する州に応じて、州ごとに労働者災害補償保険を支払う必要があります。
- 全従業員について、通常勤務時間の収入の12%をスーパーアニュエーション（会社が負担）として所定の期日までに支払うことが義務付けられています。
- 負債控除が過少資本税制により制限されるため、事業に必要な資本金の水準を決定する際には注意が必要です（最低資本金は1豪ドルです）。年間の負債控除額が200万豪ドル未満の場合は、適用除外を受けられます。

Forvis Mazars の連絡先



Matthew Ashley

Managing Partner, Head of Outsourcing
オーストラリア - シドニー
matthew.ashley@forvismazars.com



Richard DeBono

Managing Partner
オーストラリア - メルボルン
richard.debono@forvismazars.com



中国

事業体の設立

外国企業が中国での事業を希望する場合に利用できる主な法的構造には、外商独資企業（WFOE）、合弁企業、支店、駐在員事務所などがあります。

WFOE は、1 人または複数の外国人投資家が 100% 所有する有限責任会社です。WFOE は当初、輸出志向型または先端技術の奨励に資する製造活動を促進する目的で導入されました。中国が世界貿易機関（WTO）に加盟して以降、WFOE はコンサルティングおよびサービス、卸売、小売、フランチャイズといった分野でも広く用いられるようになっていきます。

中国における合弁企業は、外国投資家と中国の当事者によって、有限責任事業体（持分合弁企業）または共同事業体（共同合弁企業）として設立されます。業種によっては、WFOE が禁止されているため、合弁企業が必須となります。

いずれの形態でも会社登記には、登記住所と法定代表者 1 名の選任が義務付けられています。株主構成に応じて、会社は監査役または監査委員会を選任することができますが、有限責任会社の場合はこれは必須ではありません。特定業種を除き最低資本金の要件はありませんが、中国の外為管理規制により、運転資金を賄える十分な資本が必要です。資本金は、現地の規定により、最長 5 年以内に定款に沿って払い込まねばなりません。投資家が中国で独立した法人を設立せずに事業拠点のみを設置したい場合は、駐在員事務所を設立することができます。この形態は、海外本社の延長として取り扱われます。駐在員事務所は、市場参入の補助やグループの連絡窓口としてのみ利用でき、商取引や他の事業体へのサービス提供を行うことはできません。

一部の業種では、支店が承認されることはほとんどありません。したがって、外国投資企業がすでに中国で設立されており、全ての資本要件と規制要件を満たしているかどうかを確認することが不可欠です。金融セクターなどの特別な取り決めを考慮し、関連業界で支店の設置が許可されているかどうかを確認する必要があります。

5.0%

GDP 成長率 *

0%

インフレ率 *

14億

人口 *

13,953米ドル

一人当たり GDP*

*データは中国国家统计局より取得。

外国企業に対する規制

中国における外国投資は、ネガティブリストの枠組みにより運営されています。投資家は、全ての投資家に適用される「市場参入ネガティブリスト」（2025年版）と、外国人投資家に固有の追加的な制限を課す「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」（2024年版）という2つの主要な制度に従う必要があります。

規制対象の電気通信サービスやオンラインサービスに関わる事業である場合、特に付加価値の高い電気通信サービスについては、セクター固有のライセンスの義務や出資上限を検討することが不可欠です。なお、上海自由貿易試験区の一部のパイロットプログラムでは、適用される条件を遵守することを条件に、所定のサブセクターに対するこれらの出資上限が調整されています。

合併企業を必要とする活動や、外国パートナーの持株比率に上限が設けられている活動もある一方、100%外資企業の参入が認められているものもあります。

投資優遇

外国投資に対する優遇は、重点分野および発展途上地域に焦点が当てられています。特に、ハイエンド製造、高度技術、新エネルギー、省エネ・環境保護産業などにおいて、一定条件の下で優遇措置が設けられています。これらの重点分野の事業体は、通常は25%の企業所得税率に対し、15%の軽減税率を適用される可能性があります。研究開発活動にも優遇措置があり、関連経費の150%が法人所得税の損金算入の対象となります。

さらに、中国中西部地域における外国企業の投資拡大を促すため、税制優遇や政策支援が講じられており、当該地域で事業を行う企業は、より低い企業所得税率である15%の適用を受けられる場合があります。

なお、投資優遇に関する法令は絶えず改正が行われています。投資を検討する際は、専門家への相談をお勧めします。

就労許可とビザ

外国人が中国で合法的に働くには、まずスポンサーとなる雇用主を通じて就労許可証と在留許可証を取得する必要があります。就労許可を取得するには、一般的に学士学位、少なくとも2年の実務経験、有効な労働契約が必要です。

申請書類には、学位証明原本および無犯罪証明の中国語訳が含まれ、いずれも公証および認証が求められます。ただし、課税所得が一定の基準を超える個人は、学歴証明書および無犯罪証明を提出する際の認証要件が免除される場合があります。

税制

中国の主な税金は増値税（VAT）、源泉徴収税、企業所得税、個人所得税です。

2026年1月1日より、新しい増値税法が施行されています。中華人民共和国のVATの歴史上初めて、VATが法律で規定されました。それに先立つ数年間、VATは増値税暫定条例に基づいて運用されていました。

VATの納税者区分には「一般納税人」と「小規模納税人」があります。一般納税人に適用されるVATの税率は、特定の有形財とサービスがそれぞれ13%と9%、サービス全般が6%となります。小規模VAT納税人および一部の簡易VAT取引については、3%の税率が適用され、仕入VATを売上VATから控除することはできません。2027年12月31日まで、小規模VAT納税者には1%のVAT優遇税率が適用されています。このような優遇政策は今後さらに拡大される可能性があります。

ほとんどの場合、VATの申告と関連する納付は、翌月15日までにを行う必要があります。

中国本土から本土外への支払いは、一般に源泉徴収税の対象となります。配当、利息、ロイヤリティなどの受動的所得に対する支払いには、10%の源泉徴収税が課されます（ただし、適用される二重課税防止協定により軽減される場合があります）。さらに、利息やロイヤリティなどにはVATも課されます。支払いがサービス提供に関するものであり、二重課税協定で保護されている場合、そのようなサービス収入については法人所得税の源泉徴収が免除されることがあります。こうした保護がない場合、そのようなサービスから得られる利益には7.5%～12.5%の法人所得税が課されます。このようなサービスに対するVATは、一般的に二重課税協定の対象外であることに注意する必要があります。

企業所得税（企業収益税とも呼ばれる）は、原則として純利益に対して25%の税率が適用されます。申告は年次申告と四半期申告の2種類が必要です。

四半期申告は、当年度の見込み純利益に基づく税額の前払いに相当します。なお、欠損金は最長5年間繰り越し可能ですが、損失の繰り戻しや、関係会社の連結損失に関するグループ通算制度の規定はありません。年次申告は、翌年5月より前に法定監査報告書と併せて提出しなければなりません。

中国の個人所得税（IIT）は、雇用主が毎月源泉徴収します。累進課税方式であり、計算と申告の責任は従業員と雇用主が分担します。

しかし、実務上は税務当局により雇用主側の責任が問われ、源泉徴収や申告の不履行には罰則が科されます。さらに、支払い遅延に対しては1日あたり0.05%の利息が課されます。罰金は納付すべきIIT額の最大3倍に達する可能性があります。IITの納付不足については、従業員本人の責任となります。

中国の居住者として分類される個人は、以下のいずれかの条件に該当する場合、翌年の6月30日より前に年間のIITを清算する必要があります。

1. IITの課税対象となる総合所得（給与所得、労働所得、ロイヤリティ収入、原稿収入など）を得ている場合。
2. IITの課税対象となる所得を得ているが、関連するIITを源泉徴収する代理人が存在しない場合（例えば、中国国外を源泉とする所得を得ている場合など）。
3. IITの課税対象の所得を得ており、源泉徴収の代理人が存在するものの、その代理人が関連するIITを適切に源泉徴収していない場合。

外国為替取引管理

国家外貨管理局（SAFE）は、外為取引に関する規則・規制の制定、外為活動の監督、人民元の交換性に関する方針設定を担います。

中国で事業を行う外国企業は、海外との送金受領や支払いを行う際、一般的に、直接または間接的にSAFEとの手続きを必要とします。例えば、海外の親会社や関係会社から融資を受ける場合、中国に拠点を置く借り手企業は、専用銀行口座で資金を受け取る前に、その融資をSAFEに登録しなければなりません。

このようなSAFEに関する手続きには時間がかかり、複雑になることがあるため、適切な対応が不可欠です。

監査・会計

中国で事業を行う全ての外国投資企業（FIE）は、中国の登録会計士による会計作成と、中国の登録CPA事務所による監査を義務付けられています。このような事業体の会計年度末は一律12月31日とされ、適格な公認会計士事務所による法定財務監査報告書を発行する必要があります。

中国の一般に公正妥当と認められた会計原則（China GAAP）は、概ねIFRSと整合していますが、特定のセクターや分野には適用除外が設けられています。

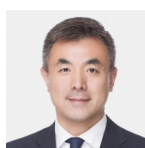
国特有の事情

- 必要な法的形態と資本要件はセクターに依存します。
- 会計は中国の会計士が作成し、監査は中国の公認会計士事務所が行わなければなりません。
- 中国の全てのFIEは監査の対象です。
- 事業活動は「許可」と「禁止」の2つに分類されます。
- 中国内外の全ての取引には外為管理が存在します。

Forvis Mazars の連絡先



Dr. Julie Laulusa
Managing Partner
中国
julie.laulusa@forvismazars.cn



Thomas Chen
Partner, Head of Outsourcing
中国
thomas.chen@forvismazars.cn

免責事項

本ガイドにおいて、「中国」、「中国本土」、「PRC」とは、中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地域は含まれません。

アジア太平洋地域における事業展開 香港



香港

事業体の設立

香港特別行政区(HKSAR)での会社設立には、4つの基本的な方法があります。

個人事業の場合、経営上の制限は最小限にとどまりますが、オーナーが無限責任を負うため、一般的には推奨されません。

パートナーシップには、一般パートナーシップと有限責任パートナーシップがあります。一般パートナーシップでは、パートナーは債務や義務について連帯責任を負います。有限責任パートナーシップでは、「有限責任パートナーシップ条例」が適用され、少なくとも1名のパートナーが無限責任を負う必要があります。

有限会社には非公開会社と公開会社があり、会社条例の適用を受けます。香港特別行政区では、ほとんどの企業が非公開有限責任会社です。このような企業には、株式の譲渡制限、株主数の限定(50名まで)、株式の公募禁止という制限が設けられています。公開企業には、さらに別の要件があります。

海外企業の支店または駐在員事務所が香港特別行政区で事業所を設立する場合は、「会社条例」に基づく登録が必要です。法的義務を生じる事業活動を行わず、連絡業務のみを行う場合は、「商業登記条例」に基づく駐在員事務所として登録する必要があります。

3.8%

GDP 成長率 *

1.4%

インフレ率 *

7.51m

人口 *

56,960米ドル

一人当たり GDP*

*データは、censtatd.gov.hkの2025年の報告書に基づいています。

外国企業に対する規制

香港では外国企業の設立に対する制限はなく、外国為替規制もありません。また、香港特別行政区内の企業の株主や取締役は香港居住要件もありません。

投資優遇

香港では、低い税率、優れた金融インフラ、良好な投資環境が投資を誘致するのに十分であると考えられているため、企業投資を促進するための優遇措置はほとんどありません。ここ数年、香港は、資産運用・ウェルスマネジメント、保険・保険仲介、企業財務センター、航空機・船舶リースなど、特定の産業・業種を対象として税制上の優遇措置を導入しています。

適格な研究開発費については、最初の 200 万香港ドルに対して最大 300% の損金算入、残額は 200% の損金算入（上限なし）が認められます。

就労許可とビザ

香港特別行政区への居住権または入境権（船舶の場合）を持つ者を除き、外国人が香港で生活・就労するにはビザが必要です。

原則として、香港で就学、就労、投資、永住を希望する者、またはビザ免除期間を超えて観光目的で滞在を希望する者は、香港特別行政区（HKSAR）に渡航する前に、居住国または国籍国の中国領事館またはビザ申請事務所を通じて適切なビザを取得しなければなりません。

香港特別行政区の居住者は、香港 ID カードの登録が義務付けられています。香港特別行政区に 7 年間住むと、永住権（パーマナント ID カード）を申請することができます。取得後はビザ・就労許可が不要となります。

税制

香港には付加価値税、売上税、キャピタルゲイン税はありません（ただし、一定の状況ではキャピタルゲインに「利得税」が課される場合があります）。

利得税

利得税は、香港で行われる事業・専門業務・ビジネスから生じた香港源泉所得に対し、各課税年度ごとに課されます。居住者・非居住者の区別はありません。所得の源泉は「業務テスト」（関連する利益を直接生み出す活動と、その活動が行われた場所を特定するテスト）によって判定されます。経費は、原則として、課税対象となる利益の獲得のために発生した範囲で控除の対象となります。

現在施行されている改正後の国外源泉所得免税制度では、香港で商取引、専門職、または事業を行う多国籍企業に属する企業が香港で受け取る国外源泉の利子所得、配当、知的財産所得、およびあらゆる種類の資産の売却益は、当該企業が経済的実体、参加要件、関連性要件といった免税要件を満たせない場合には、香港源泉の所得とみなされ、利得税の課税対象となる可能性があります。

課税年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までの 12 か月です。会計年度末が課税年度内にある事業の利益は、当該課税年度の利益として扱われます。

発生した欠損金の繰り戻しは認められませんが、将来の課税所得と相殺するために無期限に繰り越すことができます。租税回避防止規定により、税務上の利益を得るために欠損金を利用することを唯一または主たる目的として株主構成の変更が行われた場合、その税務上の欠損金の利用は制限されます。

2 段階の利得税率制度の下では、法人の利得税率は、課税所得のうち 200 万香港ドル以下の部分については 8.25%、200 万香港ドルを超える部分については 16.5% となります。非法人事業の場合、課税対象利益のうち 200 万香港ドル以下の部分については 7.5%、200 万香港ドルを超える部分については 15% の利得税率が適用されます。ただし、関連する事業体が 2 社以上ある場合、2 段階の利得税率制度の適用を選択できるのは、そのうち 1 社のみです。

給与所得税

給与所得税は、職務・雇用・年金により香港から生じる、または香港に源泉を持つ個人所得に対し、課税年度ごとに課されます。香港で雇用された場合、業務の一部が香港以外で行われた場合でも、通常、発生する所得は全て給与所得税の課税対象となります。香港に関係のない給与所得は、香港で提供された業務部分にのみ課税されます。

雇用が香港雇用であるか非香港雇用であるかを判断する際、香港税務局の実務では、関連する全ての事実が考慮され、特に、雇用契約が交渉・締結および執行される場所、雇用主の居住地、従業員に報酬が支払われる場所に重点が置かれます。課税年度内で60日以下の香港訪問中に提供した業務による所得は免税となります。

給与所得税は、納税者の課税所得（すなわち、経費および基礎控除を差し引いた後の所得）に対し、2%～17%の累進税率で課されます。ただし、最高税額は、納税者の純課税所得（経費を差し引いた所得。基礎控除を適用しない）のうち最初の500万香港ドルについて標準税率15%、残額について16%を適用した額に制限されます。

監査・会計

会社条例に基づいて設立された全ての企業（特に免除されている場合を除く）は、規模に関係なく、会計・財務報告局（AFRC）に登録された実務資格を有する公認会計士による（年次）財務諸表の監査を受けなければなりません。

香港公認会計士協会（HKICPA）が公表する香港財務報告基準（HKFRS）は、国際財務報告基準（IFRS）とほぼ整合しており、会社条例に基づいて設立された企業の財務諸表の作成に一般的に採用されています。

また、香港では公的説明責任を負わない企業を対象に、中小企業向け国際財務報告基準（IFRS for SMEs）の香港版である「HKFRS for Private Entities」も採用されています。規模基準や株主の承認（該当する場合）などの一定の要件を満たす中小企業は、中小企業財務報告フレームワークおよび中小企業財務報告基準（SME-FRF & SME-FRS）の適用を選択することもできます。

国特有の事情

- 香港の法制度は英国のコモンローを基盤としており、中国本土とは異なります。
- 外国企業に対する制限はなく、外国為替規制もありません。
- 香港ドルは1984年以降、1米ドル = 7.75 ~ 7.85 香港ドルの固定相場制度（ペッグ制）を採用しています。
- 公用語は英語と中国語です。

Forvis Mazars の連絡先



Jimmy Yip
Managing Partner
香港
jimmy.yip@forvismazars.com



Gilles-Alexandre Salansy
Partner, Head of Outsourcing
香港
gilles-alexandre.salansy@forvismazars.com

アジア太平洋地域における事業展開 インド



インド

事業体の設立

投資家は、外国企業またはインド企業として、インドで事業あるいは事業拠点を確立することができます。

外国企業とは、インド国外で設立され、インド国内で事業を行う企業を指します。利用可能な企業形態には、支店、駐在員事務所（リエゾンオフィス）、プロジェクト事務所があります。プロジェクト事務所は、インド準備銀行の承認を得て、特定のプロジェクトのために設立することができます。これらの組織は、いずれも親会社の延長として機能します。

外国投資家は、2013 年インド会社法に基づき会社を設立することができます。このようなインド企業における外国資本の出資比率は、事業計画、現行の政府投資政策、必要な承認の取得状況に応じて、最大 100% まで認められます。インド企業を通じた事業展開は、合併会社または完全子会社を通じて行うことができます。

払込資本金が 1 億ルピー以上のインド企業は全て、インド会社秘書役協会の会員である有資格者を会社秘書役として選任しなければなりません。

外国企業に対する規制

チットファンド、ニディ会社、農業・プランテーション事業、メディア、不動産業（建設・開発事業を主な例外とする）、農家住宅の建設、開発権譲渡（TDR）の取引、葉巻・紙巻たばこ・たばこ代替品の製造、原子力事業、鉄道事業など、多くの事業分野で外国投資は禁止されています。

禁止対象に分類されていない分野または事業活動において、外国投資は (i) 外国投資政策で定められた上限の範囲内で政府の承認を受ける「承認ルート」、または (ii) 適用される法令に従って、最大 100% まで認められる「自動認可ルート」のいずれかになります。一部の分野では、最低資本金要件などの追加条件を満たす必要があります。

6.5%

GDP 成長率 *

5.0%

インフレ率 *

14億5,000万人

人口 *

2,695 米ドル

一人当たり GDP*

*データは、data.worldbank.orgの最新の2024年報告書に基づいています。

バングラデシュ、中国、パキスタン、ネパール、ミャンマー、ブータン、またはアフガニスタンから投資（直接投資か間接投資家を問わない）が行われる場合、あるいはインドへの投資の受益者がこれらの国に所在する場合、またはこれらの国の国民である場合には、投資の対象となる業種や事業内容にかかわらず、政府による事前の承認が必要となります。これらの国の国民である取締役の選任についても、同様の制限が設けられています。

投資優遇

インドへの投資には、税制上の優遇措置が設けられています。インドには数多くの特別経済区（SEZ）があります。SEZは、税務上および関税上の目的では外国領土とみなされます。SEZ内の企業は、最初の5年間は全額免税となり、その後の5年間は納税額の50%が免除されます。SEZでインフラ資源を供給する事業者は、10年間の免税措置の対象となります。2020年4月1日以前にSEZで事業を開始した事業者は、課税所得の控除を受けることができます。

技術または知的財産を活用した新しい製品、プロセス、サービスの革新、開発、商業化に従事する適格なスタートアップ企業については、売上高が2億5,000万ルピー未満である場合に限り、所得の100%控除を受けることができます。法人は、設立後10年間のうち連続する任意の3年間に、この控除を受けることができます。

就労許可とビザ

インドに入国する全ての外国人は、ビザを所持していなければなりません。インドにおける主なビザの種類は以下のとおりです。

1. 観光ビザ

このビザは、観光やその他の非ビジネスの目的のみを目的としてインドを訪問しようとする外国人に発給されます。

2. トランジットビザ

最終目的地へ向かうためにインドを経由する場合に限り有効で、有効期間は発行日から15日間です。

3. ビジネスビザ

このビザは、事業の設立を含むビジネス目的でインドを訪問する外国人を対象としています。

4. 就労ビザ

このビザは、インドで就労する予定の外国人に発給されます。連絡事務所、支店、またはプロジェクト事務所の外国人認定代表者は、このビザを取得する必要があります。

ビザは通常、インドの在外公館によって発給されます。既存のビザの延長については、インドの内務省に申請することができます。

インドに180日を超えて滞在を希望する外国人は、入国後15日以内に登録局に登録しなければなりません。インドでの居住許可は、就労ビザの有効期間と同等の期間で発行されます。就労許可を別途取得する必要はありません。

税制

物品サービス税（GST 2.0）

GSTは、2017年7月1日にサービス税、VAT、物品税などの間接税に代わって導入されました。2025年に、インドは「GST 2.0」と呼ばれる大規模な制度改革を実施し、税率体系を大幅に簡素化しました。

GST登録の基準額は引き続き以下のとおりです。

- サービス：売上高200万ルピー超
- 物品販売：売上高400万ルピー超

「GST 2.0」の税率体系 (2025年9月22日より施行)

カテゴリー	GST税率
生活必需品および日用品	0% / 5%
加工食品、医薬品、および基本的な電子機器のアクセサリ	5%
標準的な物品・サービス（標準税率）	18%
嗜好品（タバコや高級品）	40%
従来28%の税率で課税されていた品目	18% (改定値)
従来12%の税率で課税されていた品目	5% (改定値)

12%と28%の税率区分はほぼ廃止され、大半の品目が5%または18%の税率に移行しました。タバコや高級品などの嗜好品には、40%の税率が適用されます。

法人所得税および個人所得税の税率

事業体の種類ごとの所得税率（付加税、健康教育目的税を含む）は以下のとおりです。

事業体の種類	
1. 個人（個人に対する最高限界税率）	31.20%
2. 合資会社およびLLP	31.20%
3. 新税制を選択した国内企業	25.168%
4. 新規に設立された製造会社（2020年以降に設立）	17.16%
5. 外国企業	41.60%

企業は、旧税制の適用を選択することも可能です。この場合、一定の免税措置を受けることができますが、その代わりに、高い法人税率（約 34%）が適用されるほか、最低代替税（MAT）の納付義務も生じます。旧税制に基づく納税を継続する企業は、当該課税年度の所得税法の通常規定に基づく納税額（付加税および健康教育目的税を除く）が、調整後帳簿利益（生命保険事業の所得を除く）の 15% 以下（付加税および健康教育目的税を除く）である場合、当該の調整後帳簿利益に対して MAT を納付する義務を負います。

企業は、年間所得の見込み額に基づいて、四半期ごとに法人所得税を前納しなければなりません。事業損失およびキャピタルロス、8 年間繰り越すことができます。未控除の減価償却損失は、無期限に繰り越すことができます。

源泉徴収税（TDS / TCS）

源泉徴収税は、源泉所得税（TDS）または源泉徴収販売税（TCS）であり、家賃、広告料、専門家報酬、技術サービス、ロイヤリティ、利息などの支払いに課されます。源泉徴収した税金は、翌月の 7 日までに政府に納付しなければなりません。申告書の提出は四半期ごとに行われ、所得の受領者には源泉徴収表が発行されます。

推定課税制度

個人事業主や合資会社を含む事業者で、売上高が 2,000 万ルピー以下の場合、推定課税方式を選択することができます。この場合、課税所得は売上高の 8%（現金以外の収入については 6%）とみなされます。

総収入が 750 万ルピーを超えない専門職は、総収入の 50% を課税所得とする推定課税方式を選択することができます。

電子機器製造企業にサービスまたは技術を提供する非居住者については、総対価の 25% を課税所得とみなす推定課税方式が適用されます（2025 年財政法）。

監査・会計

インドでは、全ての企業に対して法定監査が義務付けられています。さらに、年間売上高が 1,000 万ルピーを超える事業者（特定の専門職については 500 万ルピー）は、税務監査を受ける必要があります。

インドの会計基準（GAAP）は、IFRS と概ね整合していますが、IAS 第 39 号「金融商品」など、一部の複雑な基準はまだ採用されていません。インド版の IFRS（Ind-AS）は、非上場企業については純資産が 50 億ルピー以上であるなど、一定の基準を満たす場合に適用されます。

国特有の事情

- 全ての企業に対して法定監査が義務付けられています。
- 年間売上高が 1,000 万ルピーを超える事業者（特定の専門職については 500 万ルピー）は、税務監査を受ける必要があります。
- 払込資本金が 1 億ルピー以上の全ての企業は、常勤の会社秘書役を任命する必要があります、その者はインド会社秘書役協会の会員でなければなりません。

Forvis Mazars の連絡先



Bharat Dhawan
Managing Partner
インド
bharat.dhawan@mazars.co.in



Santosh Bohra
Partner, Head of Advisory services
インド
santosh.bohra@mazars.in



Swatantra Bhatia
Partner, Head of Outsourcing
インド
swatantra.bhatia@mazars.co.in



Shavak Kapadia
Partner, Head of Outsourcing
インド
shavak.kapadia@kmlip.in

アジア太平洋地域における事業展開 インドネシア



インドネシア

事業体の設立

外国企業は、インドネシアに有限責任会社（LLC）または駐在員事務所を設立することができます。最も一般的に利用されているのは、LLC です。有限責任であることから、利益や収入を得ることを目的とする投資家に適しています。ほとんどの場合、駐在員事務所は利益や収入を得ることが認められていないため、海外本社へのサービス提供（データ収集、販促活動、品質チェック、アフターサービスなど）を目的とする場合に限り、設置が検討されます。貿易代表は、本社とインドネシア企業との間の調整役としての役割を果たします。駐在員事務所のライセンスには期限はありません。

インドネシア市場に進出する初期段階にある多くの外国人投資家は、通常、代理店契約を締結するか、駐在員事務所を設立することを選択します。ただし、事業が成長し始めれば、対外直接投資を受ける企業としての地位を申請することができます。

有限責任会社の設立には、最低 2 名の株主が必要です。会社の登録時に、株主は最低 25 億ルピアの資本金を引き受け、その全額を払い込む必要があります。会社は取締役会によって運営される必要があります、その取締役会はコミサリス会（Board of Commissioners）の監督を受けなければなりません。両機関のメンバーは株主によって選任されます。

5.0%

GDP 成長率 *

2.2%

インフレ率 *

283.5m

人口 *

4,925米ドル

一人当たり GDP*

*データは、data.worldbank.orgの最新の2024年報告書に基づいています。

外国企業に対する規制

外国企業とは、わずかな比率でも外国資本による株式保有がある企業を指します。許可される外国資本の出資比率は、事業活動の内容によって決まります。

2020 年以降、政府は大半の産業で外国資本による 100% 出資を認めています。一部の業種では、現地資本との提携が義務付けられています。また、農業、手工芸、インフォーマルセクターなどの小規模事業を中心として、現在でも外国投資から保護され、インドネシア人だけに限定されている業種も幾らかあります。オムニバス法（2020 年法律第 11 号、雇用創出法）および投資ポジティブリスト（2021 年大統領令第 49 号）では、外国投資に適用される投資制限についてさらに詳細に定められています。

外国資本による投資は、インドネシア投資省／投資調整庁（BKPM）の管轄下であり、同庁が大半の経済分野における外国資本投資の管理・承認を行っています。石油・ガス、鉱業、銀行、金融、保険業界への投資についても、関係省庁の承認が必要となります。BKPM は、外国投資家が会社を設立するために必要なあらゆる承認、ライセンス、許可を扱うワンストップの政府機関です。インドネシアで会社を設立するには、通常、約 2 か月かかります。

2015 年に、BKPM は、最低投資額が 1,000 億ルピア以上、または雇用予定の従業員数が 1,000 人超の外国人投資家を対象として、3 時間投資認可サービスを開始しました。

投資優遇

法律第 25 号（2007 年）は、外国有限責任会社が受けることができる優遇措置を定めています。こうした優遇措置は、次のような形をとる場合があります。

- 一定期間内に実施された投資総額に基づき、純利益を一定程度減額することで所得税を軽減する措置。
- 国内でまだ生産されていない資本財、機械、設備に対する輸入関税の免除または減免。
- 一定の要件を満たす場合、原材料または部品に対する一定期間の輸入関税の免除または減免。

インドネシア政府は、優遇税制、税額控除、免税期間、スーパー減税制度などの形で税務上の優遇措置を設けています。こうした優遇措置は通常、特定の事業分野、先駆的産業、労働集約型産業、研究開発活動、および特定の地域への投資を行う事業体を対象としています。

就労許可とビザ

2016 年に、インドネシアは 169 か国の国民を対象にビザ取得義務を免除する大規模なビザ免除政策（2016 年大統領令第 21 号）を実施しました。対象国の国民は、ビザなしでインドネシアに入国し、最長 30 日間滞在することができます。ビザ免除措置は、延長することや、他の種類の許可に変更することはできません。

2023 年の法務・人権大臣令第 M.HH-01.GR.01.07 号（各国に対する訪問ビザ免除措置の一時停止に関する規定）に基づき、本ガイド作成時点では、ASEAN 加盟国（ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、東ティモール、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）からの観光客のみが、ビザ免除で入国できます。

ビジネスビザ

政府は、会議への出席など通常のビジネス活動のために来訪する外国人に対し、就労や有償業務に従事しないことを条件として、ビジネスビザを発給しています。取得可能なビジネスビザは複数あり、到着時訪問ビザ、シングルエントリービザ、マルチプルエントリービザがあります。

1. 到着時訪問ビザ（VOA）

このビザの有効期間は 30 日間ですが、さらに 30 日間延長することが可能です（出国の必要はありません）。このビザでは、商談、会議への出席、物品の購入に関連する活動を行うことができます。例えば、事務所、工場、または生産現場での商品の確認、事業契約の協議・交渉・締結、観光に関連する活動、友人や家族の訪問などが認められています。

2. ビジネスシングルエントリービザ

このビザの有効期間は最長 60 日間ですが、入国管理局により 1 か月単位で最大 4 回まで延長が可能です。このビザは、出張、商談、打ち合わせの際に役立ちます。ただし、このビザではインドネシア国内での就労は認められていません。何が「就労」に該当するかは、入国管理局が判断します。

3. ビジネスマルチプルエントリービザ（MEBV）

このビザの有効期間は最長 5 年で、インドネシアへ頻繁に渡航する必要がある場合に便利です。5 年間の有効期間内であれば、いつでもインドネシアへの入出国が可能です。滞在可能期間の上限である 2 か月ごとに一度は出国する必要があります。このビザは、インドネシアの入国管理局の承認を得て、申請者の居住国にあるインドネシア大使館によって発給されます。申請にあたっては、インドネシア国内の取引先やスポンサーの協力が必要となります。

電子一時滞在許可証

電子一時滞在許可証（e-ITAS）は、就労許可証の保有者、学生、インドネシア国民の扶養家族、または就労許可証を持つ外国人に発行されます。このビザはスポンサーが必要であり、最長5年間有効で更新も可能です。発給には、インドネシアの入国管理局による承認を受ける必要があります。

就労許可証

インドネシアで就労を希望する外国人がインドネシアの就労許可を取得するには、企業であるスポンサーが必要となります。現地の労働市場を守るため、就労許可証の対象者については厳格な基準が設けられています。国内企業、多国籍企業、合併企業は、外国人労働者の年間必要人数を詳述した人材計画を労働省に提出する必要があります。外国人を雇用する予定の国内企業は、外国人雇用計画書（RPTKA）を提出しなければなりません。RPTKA（就労許可証として機能するもの）が承認されると、一時滞在許可証（ITAS）が発行されます。インドネシアで外国人を雇用する場合、外国人1人につき年間1,200米ドルのDPKK（技術能力開発基金）の支払いが義務付けられています。

税制

インドネシアの主な事業税は付加価値税（VAT）、所得税、法人税です。

インドネシアのVATは政府の主要な収入源となっています。ほとんどの物品・サービスの輸入と配送にVATが課されます。保険・銀行業務はVATの対象外です。

VATの標準税率は11%ですが、一部のサービスについては、VATの実効税率は1%となります。さらに、奢侈税の税率は10%～200%の範囲に設定されています。物品の輸出に関しては、VATの税率は0%です。納税者は、売上VATおよび仕入VATの全ての明細を記載した申告書を翌月に提出しなければなりません。月次VAT申告書は翌月末までに提出しなければならず、申告前に仕入税額控除後のVAT純額を納付する必要があります。

所得税は、居住者である法人および個人に課されます。所得税は直接徴収されるほか、さまざまな源泉徴収を通じて徴収されます。12か月間のうち183日を超えてインドネシアに居住する個人、またはインドネシアへの定住を予定している個人は、全世界所得に対して課税され、一般に海外で納付した税額については税額控除が認められます。非居住者は、インドネシア源泉の所得にのみ課税されます。

法人所得税率は22%です。売上高が48億ルピア（約30万米ドル）以下の零細・中小企業（MSME／UMKM）は、一定の条件を満たす場合、売上高に対して0.5%の最終所得税が課されます。売上高が500億ルピア（約310万米ドル）未満の企業は、MSME／UMKMに分類され、収益に応じて税率が50%引き下げられる場合があります。インドネシア証券取引所に株式の40%以上を上場している企業は、最高税率から3%の減税を受けることができます。これにより、実効税率は19%となります。

監査・会計

全ての上場企業、国有企業、公的資金を扱う企業（銀行や保険会社など）、売上高が500億ルピア（約310万米ドル）を超える企業は、インドネシアの公認会計士事務所（KAP）による会計監査を受けなければなりません。

インドネシアは、自国の会計基準（PSAK）を維持することを公式の方針としていますが、その基準は実質的にすでにIFRSと整合しており、現時点で残っている相違点はごくわずかです。

国特有の事情

- 税務上の目的で、財務諸表は現地語（インドネシア語）で作成する必要があります。
- インドネシアでは、外国人は人事管理を行うことはできません。

Forvis Mazars の連絡先



Sebastien Gautier

Managing Partner, Head of Outsourcing
インドネシア
sebastien.gautier@forvismazars.com

アジア太平洋地域における事業展開 日本



日本

事業体の設立

日本で事業体を設立する外国企業は、以下の4つの基本的な事業形態から選択することができます。

- 株式会社（KK）という形態の子会社
- 合同会社（GK）という形態の子会社
- 支店
- 駐在員事務所

日本では一般的に株式会社（KK）が最も信頼性の高い法人形態ですが、簡略な設立手続きとなる合同会社（GK）も人気が高まっています。日本で株式会社を設立するための書類は日本語で提出する必要があり、手続きには通常1か月かかります。

KK および GK はいずれも、最低資本金1円から設立可能です。ただし、銀行口座を開設すること、オフィスを賃借すること、ビザのスポンサーとなること、あるいは潜在的な顧客、スタッフ、パートナーに対して事業の実体や信頼性を示すことなど、さまざまな理由から、より多額の資本金を払い込むことが推奨されます。

日本では、株式会社（KK）および合同会社（GK）の場合、少なくとも1名の代表者が必要ですが、その代表者は日本居住者である必要はありません。一方、支店および駐在員事務所の場合、日本居住者である代表者を少なくとも1名置く必要があります。

0.1%

GDP 成長率 *

2.7%

インフレ率 *

123.9m

人口 *

32,487米ドル

一人当たり GDP*

* データは、data.worldbank.org の最新の（2024 年版）報告書に基づいています。

外国企業に対する規制

日本の大半の産業は自由化され、外国直接投資（FDI）が可能になっています。FDI は、外国為替及び外国貿易法（外為法）に従い、金融投資やポートフォリオ投資とは区別して扱われます。原則として事前承認は必要なく、投資後に財務大臣および当該業種を所管する主務大臣に報告書を提出すれば十分です。

ただし、(i) 国家安全保障、社会秩序、公共の安全に対する潜在的リスクがある場合、または (ii) 自由化されていない業種に該当する場合は、事前の届出が必要です。

さらに、特定の指定国の事業体による投資については、事前の届出が義務付けられています。

投資優遇

一部の地方行政機関では、企業投資を誘致する手段として、企業が地域内に本社を設立または拡大した場合や、雇用機会を創出した場合、新たな研究開発プロジェクトや特定の産業・プロジェクト（デジタルトランスフォーメーション、カーボンニュートラルなど）に投資した場合に、税制優遇措置や補助金を提供する制度を設けています。

就労許可とビザ

日本の入国管理制度は、それぞれの在留資格（ビザ）の要件に基づいて外国人を受け入れ、出入国在留管理庁によって管理されています。

日本では、まず在留資格認定証明書（COE）を申請する必要があります。日本の出入国管理制度は決して簡易ではありませんが、外国人専門職向けの COE の取得はそれほど難しくはありません。COE の交付を受けた後、外国人は自国の日本大使館または領事館に、COE を添えてビザを申請することができます。日本への入国時に在留カードが交付されます。認められる活動は、それぞれの在留資格の範囲に限定されます。標準的な処理期間は 1 か月～3 か月です。

日本の入国管理制度は、外国人専門職の就労を認める一方で、不法滞在者や密入国者に対する監督・取り締まりを強化しています。

高度人材の受け入れを強化するため、2015 年に高度専門職ビザが導入されました。このビザでは、最長 5 年間の滞在が認められ、特定の条件下で最短 1 年で永住権を申請できるなど、一定の特権が与えられます。2023 年 4 月には、特別高度人材制度（J-Skip）も導入され、学歴、職歴、収入に基づく適格な人材に対し、従来のポイント制とは別に、必要書類の簡素化や迅速な承認など、合理化されたビザ手続きを提供しています。

同時に、外国人材の受け入れ拡大に伴い、審査はより厳密かつ厳格になっています。その結果、特に永住許可、経営管理ビザ、および新設企業の外国人従業員に関する申請については、審査期間が長くなっています。2025 年 10 月以降、経営管理ビザの審査は厳格化され、事業計画の実現可能性、資金の出所、事務所としての実体を証明する詳細な証拠が求められるようになりました。

また、日本語能力を必要とする業務に従事する外国人には、一定水準以上の能力が求められるようになっており、一部の在留資格では、日本語能力試験（JLPT）の合格証またはそれに相当する証明書の提出が必須となります。

全体として、日本の入国管理制度は、高度な技能を持つ外国人材の受け入れを促進すると同時に、審査プロセスの厳格化・標準化を進めるという二重のアプローチを特徴としています。

給与

日本の給与計算は一般的に月次で行われ、所得税、住民税、社会保険料の計算と源泉徴収が行われます。所得税は課税所得の増加に応じて 5%～45% の累進税率で課されますが、住民税は都道府県民税と市区町村民税から成り、一般的に約 10% の一律税率で課されます。社会保険は主に健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険から成り、その保険料は法定の上限の範囲内で、雇用主と従業員が分担して負担します。さらに、雇用主は、労働、社会保険、税務の関連当局への登録手続きを行う責任と、日本の年末調整・報告義務を遵守する責任を負い、その結果、継続的な給与管理が一層複雑になっています。

日本は多くの国と社会保障協定を結んでおり、適格な赴任者は社会保険料の二重負担を回避できるほか、一定期間に限り、本国の社会保障制度のみに加わり続けることが認められる場合があります。このような協定は、特に駐在員や短期・中期の赴任者にとって重要ですが、資格要件や書類要件を慎重に管理する必要があります。このような複雑さから、社内に人事部門がない企業など、多くの企業が給与計算業務をアウトソーシングしています。

税制

日本で経済活動に従事する法人は、その事業活動によって生じた利益に対して日本で課税されます。税金には、法人税（国税）、法人住民税（都道府県民税と市町村民税）、法人事業税（都道府県税）が含まれます（以下、総称して「法人税」といいます）。全てを合わせると、法人税、法人住民税、法人事業税による実効税率（法人所得に対する税負担）は 30% ～ 35% 程度となります。

投資によるキャピタルゲインは、法人税の計算上、一般的に通常の課税所得の一部として扱われます。企業が青色申告法人であり、かつ租税回避防止規定の適用対象でない限り、特定の課税年度に税務上の欠損金が生じた場合は、その欠損金を将来の課税年度の課税所得と相殺するために 9 年間（2018 年 4 月 1 日以降に開始する会計期間については 10 年間）にわたり繰り越すことができます。大企業の場合、繰越控除として 1 年間に使用できる金額は、課税所得の 50% までに制限されています。欠損金の繰り戻しは 1992 年以降、特定の状況を除き停止されています。

消費税は、付加価値税に分類され、ほとんどの国内取引と全ての輸入取引に課されます。ただし、金融取引、資本取引、医療サービス、福祉サービス、教育サービスは消費税の対象外です。外国のサービス事業者による国内企業や国内消費者へのデジタル・サービスの提供も消費税の課税対象となります。消費税率は 10% ですが、飲食料品には 8% の税率が適用されます。2023 年のインボイス制度の導入により、仕入税額控除を受けるためには、一般に適格請求書が必要となりました。適格請求書制度の導入による影響を緩和するため、2023 年 10 月から 2031 年 9 月までは、適格請求書がなくても仕入税額控除の一部が認められる経過措置が取られています。

中小企業（SME）に分類される企業には、大幅に軽減された法人税率が適用されます。中小企業として認定されるには、資本金が 1 億円以下、グループの資本金が 5 億円未満でなければなりません。中小企業の要件を満たす企業は、課税所得のうち最初の 800 万円については、国税と地方税を合わせた法人税の実効税率が約 21% ～ 25% となります。中小企業には、大企業には適用されない 1 年間の欠損金の繰戻し還付制度もあります。

非居住者に支払われる配当、利息、ロイヤリティに対する日本の源泉徴収税率は、通常 20.42%（ただし特定の種類の利息については 15.315%）です。多くの国が日本と租税条約を結んでおり、送金前に必要な書式と添付書類を提出すれば、このような海外で課される源泉徴収税を軽減することができます。居住者への配当、利子、ロイヤリティの支払いには、10.21% ～ 20.42% の税率で源泉徴収税が課されます。

日本では居住者に対して全世界所得課税が適用されますが、初めて日本に居住する外国人については、5 年間の経過措置が設けられています。

関連する外国企業とのクロスボーダー取引を行う日本企業は、日本の移転価格税制を遵守する必要があり、企業間価格が独立企業間原則に基づくことを保証しなければなりません。

監査・会計

日本の会社法では、大企業（直近の会計年度末時点で資本金が 5 億円以上、または負債総額が 200 億円以上の会社）または「指名委員会等設置会社」は、会計監査人を設置し、その監査を受けることが義務付けられています。

会計監査人は、公認会計士（CPA）または認可を受けた監査法人でなければなりません。大会社にも「指名委員会等設置会社」にも該当しない会社は、会社法上は、一般に監査役を選任する必要はありません。ただし、上場企業、銀行・保険会社などの規制対象事業者や、その他公的に資本を調達する企業に適用される金融商品取引法など、他の特定の法律に基づき、公認会計士による法定監査が義務付けられています。

日本特有の制度として、監査役制度があります。監査役制度は会社法で定められた企業構造であり、その役割は、会計に関する事項を含め、取締役の職務執行状況全般を監査することです。日本の監査役は、公認会計士である必要はありません。

国特有の事情

- 小規模な企業は、設立当初の期間に消費税の登録を行うかどうかを選択できる場合があります。この点については、税金対策の余地が大きいため、会社登録時には慎重に検討する必要があります。
- 外国企業の駐在員事務所は、ほとんどの場合、税務登録以外の正式な承認手続きをすることなく設立できます。ただし、駐在員事務所は銀行口座の保有や不動産の賃借が難しい傾向にあります。そのため、実際には、任命された代表者などの個人が駐在員事務所の代理人として行動することになります。
- 機能通貨による会計は認められていません。

Forvis Mazars の連絡先



Jean Francois Salzmann

Managing Partner

日本

jean-francois.salzmann@forvismazars.com



Celine Takizawa

Partner, Head of Outsourcing

日本

celine.takizawa@forvismazars.com



大韓民国

事業体の設立

韓国における外国企業の事業形態は、主に会社、支店、駐在員事務所のいずれかです。

大半の企業は株式会社ですが、有限会社または非公開会社も外国投資家に適している場合があります。会社を通じた投資には、国内商法が適用されます。

支店は外国投資とはみなされませんが、韓国内における法的な事業拠点となります。支店は資産を所有し、課税対象となる利益を生み出すことができます。ただし、将来的に会社設立が必要となる規模に成長する見込みがある場合、最初から会社を設立の方がコスト効率が高い場合があります。

駐在員事務所は、支店とは異なり、事業活動を行うことは認められていません。駐在員事務所は本社のために事業活動以外の業務を行うことから、裁判所への登記は不要であり、管轄の税務署に事業主として登録し、固有番号を取得するだけで済みます。駐在員事務所が行う業務は、本社との業務上の連絡、市場調査、研究開発活動、品質保証、広告、データ収集など、予備的・補助的な業務に限定されます。

外国企業に対する規制

外国企業に対する規制は、禁止業種と一部制限業種の2つに分類されます。禁止業種には、郵便事業、銀行業、証券取引、公教育、ラジオ・テレビなどの公益産業が含まれます。合計で61種類の事業が外国投資家に禁止されています。一部制限業種は、公益性を持つ事業が多く、それらの業種における外国資本の持株比率は最大50%まで認められています。



2.0%

GDP 成長率 *

2.3%

インフレ率 *

51.8m

人口 *

36,239米ドル

一人当たり GDP*

*データは、data.worldbank.orgの最新の2024年報告書に基づいています。

投資優遇

外国投資促進法および韓国の国内商法は、会社を通じて行われる1億ウォン以上の投資に適用されます。

Invest KOREA は韓国の国家投資促進機関であり、外国事業者の韓国への進出および円滑な事業立ち上げを支援するため、さまざまな優遇措置を提供しています。要件を満たす外国投資家には、税制上の優遇、現金補助、立地支援などが提供される場合があります。

また、外国投資誘致を目的とした外国人投資地域が指定されており、これらの地域に進出する企業には優遇措置が与えられます。

就労許可とビザ

D-8 ビザは、外資系企業で働く専門家として派遣される外国人、あるいは韓国で投資や事業経営に携わろうとする外国人に発給されます。また、関連分野で5年以上の経験を持つ熟練労働者に対し企業がスポンサーとなる場合には、E-7 ビザを取得できます。

雇用主は、全ての外国人労働者の雇用許可を登録し、通常、法律で定められた雇用比率を維持する必要があります。

税制

韓国の主な事業税は付加価値税（VAT）、源泉徴収税、法人所得税、個人所得税です。

一般的に、全ての企業に VAT 登録が義務付けられています。VAT の名目税率は10%です。四半期ごとの VAT の申告および関連する納付は、四半期末の翌月25日までにを行う必要があります。

源泉徴収税は、特定の支払い（ロイヤリティ、配当、利息など）から差し引かれる税金です。源泉徴収額は、提供されるサービスの種類および受取人の税務上の区分によって異なります。金融機関が国内企業に支払う利息や外国企業に支払うロイヤリティなど、所得区分に応じて0%～22%（地方所得税を含む）の税率が適用されます。源泉徴収税率は各国との租税条約によって異なります。源泉徴収税は、支払いが行われた月の翌月10日までに申告・納付しなければならず、最終的な法人所得税額から控除されます。

法人所得税（地方所得税を含む）の総合税率は、課税所得が2億ウォン以下の場合は11%、2億ウォン超～200億ウォン以下の場合は22%、200億ウォン超～3,000億ウォン以下の場合は24.2%、3,000億ウォン超の場合は27.5%となります。

法人税の申告は、年次申告と中間申告の2種類が必要です。中間申告は、当年度の見込み純利益に基づく税額の前払いに相当します。年次確定申告は会計年度末から3か月以内に提出し、納税しなければなりません。2021年1月1日以降に計上された欠損金は、最長15年間繰り越すことができます。中小企業（SME）については、利用できる繰越欠損金の額に制限はありませんが、中小企業以外の場合、1会計年度に利用できる繰越欠損金の額は課税所得の80%が上限となります。

拠出が義務付けられている社会保険には、国民年金、健康保険、失業保険、労災保険の4種類があります。これらの社会保険料は、従業員負担分が賃金の約9.75%、雇用者負担分が賃金の10.6%～28.6%に相当します。

監査・会計

韓国では、次の場合に外部監査が義務付けられています。

- 以下の3つの基準のいずれかに該当する株式会社の場合：
 - 上場企業（株式市場、コスダック、コネックス）または上場予定企業。
 - 前年度末の総資産または売上高が500億ウォン以上の企業。
 - 最終会計年度末において (i) 総資産120億ウォン以上、(ii) 総負債70億ウォン以上、(iii) 総売上高100億ウォン以上、(iv) 従業員100人以上、の4つの要件のうち2つ以上を満たす企業。
- 以下の2つの基準のいずれかに該当する有限会社の場合：
 - 前年度末の総資産または売上高が500億ウォン以上の企業。
 - 最終会計年度末において (i) 総資産120億ウォン以上、(ii) 総負債70億ウォン以上、(iii) 総売上高100億ウォン以上、(iv) 従業員100人以上、(v) ユニットホルダー50人以上、の5つの要件のうち3つ以上を満たす企業。

上場企業および非上場の金融機関には、K-IFRS が強制的に適用されます。非上場企業は、K-IFRS の全面適用と、非公開企業向け韓国会計基準のいずれかを選択することができます。

国特有の事情

- 国内の全ての B2B 取引は、韓国の税務プラットフォームである Hometax を通じてタックス・インボイスを発行することが義務付けられています。
- 企業で1年以上勤務した全ての従業員は、退職金を受け取る権利があります。
- 12月31日を会計年度末とする企業では、全ての外部監査契約を、監査契約更新の場合は2月14日までに、初回監査の場合は4月30日までに締結しなければなりません。
- 法定監査の場合、外部監査契約は締結日から14日以内に金融監督院へ報告する必要があります。

Forvis Mazars の連絡先

Julien Herveau

Country Lead Partner, Head of Outsourcing
韓国

julien.herveau@forvismazars.com



アジア太平洋地域における事業展開 マレーシア



マレーシア

事業体の設立

マレーシアの主な事業形態には、個人事業主、ジェネラル・パートナーシップ、有限責任パートナーシップ、有限責任会社、外国企業の支店があります。これらの事業体は、マレーシア会社登記所への登録が必要です。

一般的に、会社設立には約1週間、外国企業のマレーシア支店登記には1か月～2か月かかります。シェルフカンパニー（Off-the-shelf company）はすぐに取得でき、購入後数日以内に利用を開始できます。

有限責任会社には、少なくとも1名の居住取締役を置く必要があります。その取締役は、マレーシア人、または有効な居住許可証、MM2H ビザ、もしくは同等の許可証を持ち、主としてマレーシアに居住する外国人でなければなりません。有限責任会社には、最低1リンギットの払込済み株式資本が必要です。会社はマレーシアに登録事務所を置き、法定記録を保管しなければなりません。また、会社設立後は、秘書業務に携わる会社秘書役を1名任命する必要があります。

マレーシアにある外国企業の支店は、親会社と同じ事業活動を行う必要があります。会社名と取締役も本社と同じでなければなりません。少なくとも1人のマレーシア人を居住代理人として任命しなければなりません。

有限責任事業組合には、個人または法人、あるいはその両方から成るパートナーが少なくとも2名必要です。コンプライアンス責任者を1名置く必要があります。それはマレーシア人または永住権を有する外国人でなければなりません。通常、パートナーのうち1名がこの役職に任命されます。外国人も有限責任事業組合のパートナーになることができます。

外国企業に対する規制

マレーシアで個人事業またはジェネラル・パートナーシップを登録できるのは、マレーシア国民またはマレーシアの永住者のみです。ただし、外国人投資家はマレーシアで100% 外資の会社を設立することが認められています。

5.1%

GDP 成長率 *

1.8%

インフレ率 *

35.5m

人口 *

11,874米ドル

一人当たり GDP*

*データは、data.worldbank.orgの最新の2024年報告書に基づいています。

投資優遇

製造業、農業、ホテル・観光業などの奨励業種で、奨励事業への従事または奨励製品の製造を予定している企業は、パイオニア・ステータスまたは投資控除（ITA）優遇措置のいずれかを申請する資格があります。これらの優遇措置は併用できません。

一般的に、パイオニア・ステータスを認められた企業は、5年間または10年間にわたり、法定所得（すなわち、資本控除後の調整利益）の70%が免税となり、残りの所得は現行の法人税率で課税されます。パイオニア期間中の未控除の欠損金および未利用の資本控除は、パイオニア期間後に繰り越し、将来の事業所得から控除することができます。パイオニア期間終了時点で未利用のパイオニア損失がある場合、最長7年間連続して繰り越すことができます。

ITA 優遇措置を受けた企業は通常、優遇措置の適用開始日から5年以内に発生した適格資本的支出に対して、60%の控除を受けることができます。ITA 優遇措置は、法定所得の70%を相殺することができます。残りの30%は現行の法人税率で課税されます。未利用のITA 優遇措置は、全額利用されるまで翌年度以降に繰り越すことができます。ITA 優遇措置は、資本控除と呼ばれる通常の税務上の減価償却に加えて適用されます。

パイオニア・ステータスとITA 優遇措置は、特定の奨励事業・奨励製品については、さらに拡大されます。

製造業または農業に従事するマレーシア居住企業は、事業拡大、近代化、自動化、または多角化プロジェクトのために適格資本的支出を行い、事業開始から少なくとも36か月間経過している場合、60%の再投資控除（RA）の適用を受けることができます。適用を受けたRAは、法定所得の70%と相殺することができます。法定所得の残り30%は現行の法人税率で課税されます。RA 期間終了時に未利用のRAがある場合、最大7年間連続して繰り越して利用することができます。

また、認可を受けたサービスプロジェクト、認可を受けた食品生産プロジェクト、不動産投資信託、バイオテクノロジー産業、観光産業、研究開発活動、総合物流サービス、グローバルサービスハブ活動、イスラム金融事業、ファンドマネジメント事業、ベンチャーキャピタル産業、マレーシアデジタルステータス企業、ラブアンまたはイスカンダル・マレーシア（IM）やジョホール・シンガポール経済特区（JS-SEZ）などの特定の開発地域で事業を行う企業に対しても、拡大された魅力的な税制優遇措置が用意されています。

就労許可とビザ

通常、ミャンマーを除くASEAN 加盟国の国民の滞在が1か月未満となる場合にビザは必要ありません。1か月を超えて滞在する場合は、ブルネイ人とシンガポール人を除き、ビザが必要です。

エンプロイメント・パス（EP）は、外国人がマレーシアの組織で就労するための就労許可証です。EPの発給は、外国人が雇用契約（最長60か月）を得ていることを条件とします。マレーシア入国管理局によりEPが発給される前に、外国人を当該の職に就かせることについて、駐在員委員会（EC）または関係当局の承認を受ける必要があります。

プロフェッショナル・ビジット・パス（PVP）は、専門的な資格や技能を有する外国人に与えられます。このパスでは、マレーシアに入国して、最長で12か月間、海外企業の代理として一時的にマレーシア企業でサービスを提供したり、実務研修を受けたりすることができます。

マレーシアで設立された外資系企業は、訓練を受けたマレーシア人が不足している職（重要な職を含む）に外国人を雇用することが認められています。ただし、これは特定の企業にのみ適用されます。例えば、公開有限責任会社、保証有限責任会社、または特定の法律に基づいて設立された団体や組織には適用されません。適用を受けるためには、会社の種類に応じて、払込資本金に関する一定の要件を満たす必要があります。

- 100% マレーシア資本の会社：
25万リンギット（約60,900米ドル）
- マレーシア人と外国人が共同で所有する会社：
35万リンギット（約85,300米ドル）
- 100% 外国資本の会社：
100万リンギット（約243,600米ドル）

会社は、外国人労働者が月額5,000リンギット以上の給与を受け取ることや、一定の学歴および実務経験を有することなど、その他の要件も満たさなければなりません。許可される駐在員のポスト数は、申請時の適用ガイドラインおよび個々の事情に応じて決定されます。

税制

マレーシアでは、源泉地主義課税が適用され、マレーシアで発生した所得またはマレーシアを源泉とする所得に課税されます。ただし、銀行業、保険業および航空・海運事業から生じる所得は例外であり、これらについては全世界ベースでマレーシアにおいて課税されます。2022年1月1日以降、税法上の居住者がマレーシアに送金する外国所得は、2026年12月31日までの免除条件を満たす場合を除き、課税対象となります。2026年度予算案では、この免税措置を2030年12月31日まで延長することが提案されています。非居住者は、マレーシアで受け取る外国源泉所得に対する税金が免除されます。

居住者の個人所得税率は0%～30%で、課税控除や税金還付を利用することができます。

非居住者は一律30%の税率で課税されます。税務上の居住者かどうかはマレーシアでの実際の滞在期間に基づいて判断され、税金は分割納付方式で前納する必要があります。外国人就労者は、雇用終了後にマレーシアを出国する前に、納税完了証明書（タックスクリアランス）を取得しなければなりません。

法人税率は全企業に対して24%ですが、中小企業については課税所得の最初の15万リンギットに対して15%、次の45万リンギットに対して17%の優遇税率が適用されます。課税所得のうち60万リンギットを超える部分には、24%の税率が適用されます。経営・管理がマレーシア国内で行われている企業は、税務上の居住者とみなされ、会計年度末から7か月以内に確定申告を行う必要があります。未利用の資本控除は無期限に繰り越すことができる一方、未控除の損失は最長10年間繰り越すことができます。配当金は通常、シングルティア課税システムの下で非課税となります。マレーシアではシングルティア課税システムが採用されているものの、個人株主が企業から受け取る年間10万リンギット超の配当所得に対しては、2025課税年度から2%の税率が適用されます。

非居住者に対するマレーシア国内でのサービス提供、賃貸料、使用料、手数料、保証料の支払いには10%、利息の支払いには15%の源泉徴収税が課されます。非居住者の外国契約者に支払われるサービス料には、13%の税金が課されます。非居住者株主への配当は源泉徴収税の対象外です。

不動産譲渡益課税（RPGT）は、不動産の譲渡益または不動産会社の株式の譲渡益に適用され、その税率は保有期間によって異なります。2024年1月1日から、特定の譲渡についてはRPGTに代わってキャピタルゲイン税（CGT）が適用されています。CGT税率は、純譲渡益に対して10%ですが、条件を満たす場合には、譲渡総額に対して2%を適用することができます。特定の状況には、CGTの免除が認められます。

間接税には、特定の財に課される物品税、輸入関税、特定の文書に課される印紙税が含まれます。物品サービス税（GST）は2018年に廃止され、これに代わって売上税とサービス税が導入されました。売上税は課税対象品に対して5%または10%の税率で課税され、海外から輸入された低額品には2024年1月1日から10%の税率が適用されています。ほとんどの課税対象サービスには8%のサービス税が課されます（2024年3月1日より）。一方、飲食、通信、駐車場、物流、賃貸、建設、民間医療、教育サービスなどの特定の分野については、引き続き6%の税率が適用されます。事業が所定の課税対象サービスの基準額に達した場合、サービス税の登録が必要となります。

外国の事業者が提供するデジタルサービスについても、年間収入が50万リンギットを超える場合はサービス税の対象となり、その場合は外国登録事業者としての登録が必要となります。

監査・会計

全ての会社の取締役は、財務諸表を作成し、その年次財務諸表について公認監査人による監査を受けなければなりません。財務諸表はマレーシアで承認された会計基準に従って作成されなければなりません。

非公開企業は、マレーシア非上場企業財務報告基準（MPERS）またはマレーシア財務報告基準（MFRS）を用いて財務諸表を作成しなければなりません。その他の企業は全て、MFRSを用いて財務諸表を作成する必要があります。MPERSは、所得税と不動産開発活動に関する要件を除き、中小企業向け国際財務報告基準（IFRS for SMEs）と実質的に同一です。MFRSは、名称を除き、あらゆる点で国際財務報告基準（IFRS）と同等の会計基準です。

以下に要約する条件に従い、一部の非公開会社は監査を免除されることがあります。これらの企業は、マレーシア非公開企業報告基準（MPERS）に基づいて作成された未監査の財務諸表一式および監査免除証明書を作成し、提出することが義務付けられています。監査免除の条件は以下の通りです。

カテゴリーⅠ（休眠会社）

- a. 設立時から休眠状態であること、または
- b. 当年度およびその直前の会計年度を通じて休眠状態であること。

カテゴリーⅡ（収入ゼロの会社）

- a. 当会計年度に収入がないこと、かつ
- b. 直近の過去2会計年度に収入がないこと、かつ
- c. 現在の財務諸表および直近の過去2会計年度の財務諸表において総資産が30万リンギットを超えないこと。

カテゴリー III（基準額を満たす会社）

- a. 当会計年度および直近の過去 2 会計年度において、収入が 10 万リンギットを超えないこと、かつ
- b. 現在の財務諸表および直近の過去 2 会計年度の財務諸表において総資産が 30 万リンギットを超えないこと、かつ
- c. 当会計年度末および過去 2 会計年度末時点の従業員数が 5 人以下であること。

国特有の事情

- 名義株主は禁止されています。
- 会計はマレーシアの会計士が作成し、監査はマレーシアの監査人が行わなければなりません。
- 登記住所は実際のオフィスがある住所でなければならず、私書箱や弁護士の実務上の住所は認められません。
- 取締役会の代理出席や書面決議は認められません。

Forvis Mazars の連絡先



Chong Fah Yow

Country Managing Partner,
Head of Outsourcing, Malaysia
fah-yow.chong@forvismazars.com



アジア太平洋地域における事業展開 フィリピン



フィリピン

事業体の設立

フィリピンは、外国投資に関する規制緩和も一因となり、外国企業にとってますます魅力的な投資先となっています。本ガイドでは、これらの規制がもたらす機会を活用しながら、フィリピンで事業体を設立するための概要を紹介します。外国企業がフィリピンの資本市場に参入するには、以下のようないくつかの方法があります。

現地子会社

これは、株式会社または非株式会社として設立される通常の法人であり、設立者、取締役（非株式会社の場合は理事）、株主（非株式会社の場合は社員）、役員から構成されます。外国資本による株式保有比率は通常、授權資本総額の 40% までに制限されています。発起人や取締役はフィリピン国民またはフィリピン居住者である必要はありませんが、少なくとも 1 株の「資格株」を保有していなければなりません。発起人は 2 名～ 19 名まで何人でも可能ですが、取締役または理事は最大 15 名までです。

支店

支店とは、フィリピンでの事業活動を行う認可を受けた外国法人であり、海外の本社の延長として収益を得ることができます。法的手続きを行う居住代理人が代表者となります。証券取引委員会（SEC）からライセンスが交付されてから 60 日以内に、50 万ペソ相当の有価証券、または SEC が定める額の有価証券を預託しなければなりません。必要資本金は、国内市場向け企業（DME）の場合は 20 万米ドル、輸出企業（EE）の場合は 5,000 ペソと違いがあります。

駐在員事務所

駐在員事務所はリエゾンオフィスとも呼ばれ、支店に似ていますが、フィリピンでの収益活動は認められていません。駐在員事務所は本社から全額補助を受けており、情報発信、マーケティング、製品プロモーション、品質管理に重点を置きます。支店と同様、居住代理人が代表者となります。必要資本金は 3 万米ドルです。

5.7%

GDP 成長率 *

3.2%

インフレ率 *

1億1,580万人

人口 *

3,985米ドル

一人当たり GDP*

*データは、data.worldbank.orgの最新の2024年報告書に基づいています。

地域運営本部

地域運営本部（ROHQ）とは、アジア太平洋地域をはじめとする海外市場に関連会社、子会社、支店を持ち、国際取引に従事する外国の事業体です。ROHQは、事業活動により、フィリピンで収益を得ることができます。居住代理人が代表を務め、必要資本金は20万米ドルです。

地域統括本部

地域統括本部（RHQ）は、ROHQと同様、アジア太平洋地域に関連会社、子会社、支店を持ち、国際取引に従事する外国企業です。その活動は、当該地域における業務、子会社、または支店の監督・連絡および調整に限定されます。フィリピンで収益を得ることや、子会社や支店を運営することはできません。居住代理人が代表を務め、必要資本金は5万米ドルです。

パートナーシップ

外国のパートナーシップもフィリピンで事業を行うためのライセンスを申請することができます。資本金などの要件は支店の場合と同様です。

合併企業

外国法人は、ジョイントベンチャー契約を締結するか、法人またはパートナーシップを通じて合併企業を設立することにより、フィリピンで事業を行うことができます。当該の外国法人は、まずSECから事業ライセンスを取得する必要があります。

外国企業に対する規制

外国投資法では、輸出企業（製品・サービスの60%以上を輸出）および国内市場企業（輸出比率が60%未満）については、外国資本による100%所有が認められています。ただし、外国投資ネガティブリストにより、国籍要件に基づいて特定の活動が制限されています。

共和国法第11647号（RA 11647）に基づき、払込資本金が20万米ドルの国内市場向け零細・小規模企業は、小売貿易自由化法（RA 8762）およびその他の法律に別段の定めがある場合を除き、フィリピン国民に限定されます。

RA 11647は、革新的新興企業法（RA 11337）に沿って、資本金要件を10万米ドルに引き下げること、技術革新の促進とスタートアップ企業の支援を図ることも目的としています。

投資優遇

外国人投資家は、フィリピン経済特区庁（PEZA）または投資委員会（BOI）に登録することで、投資優遇の恩恵を受けることができます。PEZAは輸出を伴う事業で経済特区内に所在する企業に優遇を付与し、BOIは投資優先計画（IPP）に定められた分野や活動に従事する企業に優遇を付与します。

スービックやクラーク、バンパंगाなどの特別経済区・自由港で事業を行う企業も優遇の対象となります。これらの優遇措置には、関税、輸入関税、その他の税金や手数料の免除、法人所得税免税（ITH）、税率の軽減などがあります。

就労許可とビザ

国の経済発展への外国人の関与を促進するため、フィリピン政府は特定の外国人に対しビザ要件を緩和しています。

フィリピンで就労する、またはサービスを提供する外国人に発給される主なビザは以下のとおりです。

1. Treaty Trader's/Investor's Visa under Section 9(d) of the Philippine Immigration Act(フィリピン移民法第9条(d)に基づく条約貿易業者／条約投資家ビザ)
2. Prearranged Employee's Visa under Section 9(g) of the Philippine Immigration Act(フィリピン移民法第9条(g)に基づく事前雇用契約就労ビザ)
3. Special Non-immigrant Visa under Section 47(a) (2) of the Philippine Immigration Act(フィリピン移民法第47条(a) (2)に基づく特別非移民ビザ)
4. Special Non-immigrant Visa under Executive Order (E.O.)No. 226(大統領行政命令第226号に基づく特別非移民ビザ)
5. Special Non-immigrant Visa under Presidential Decree (P.D.)No. 1034(大統領令第1034号に基づく特別非移民ビザ)
6. Special Investor Resident Visa (SIRV)(特別投資家居住ビザ)
7. Special Work Permit (SWP)(特別就労許可証)
8. Provisional Work Permit (PWP)(暫定就労許可証)
9. Alien Employment Permit (AEP)(外国人就労許可証)
10. Special Subic Work Visa(スービック特別就労ビザ)

税制

フィリピン内国歳入法（改正後）により課される法人税には、法人所得税、付加価値税（VAT）、源泉徴収税（WT）が含まれます。その他に、キャピタルゲイン税、パーセンテージ税（一般に VAT の対象とならない事業活動に適用される）、物品税、印紙税があります。企業が主たる事業所を置く地方自治体によって、地方事業税と固定資産税が課されます。

2020 年 7 月以降、法人所得税率は通常、純課税所得に対して 25% です。ただし、純課税所得が 500 万ペソ以下、かつ不動産を除く総資産が 1 億ペソ以下の法人には、20% の税率が適用されます。

フィリピンは、日本、シンガポール、ベトナム、タイ、中国、米国、韓国、オランダを含む 44 か国と有効な二重課税防止協定を締結しています。

税務申告は、税金の種類に応じて通常、月次、四半期ごと、または年次で行われます。

監査・会計

中小企業向けフィリピン財務報告基準 (PFRS for SMEs)

総資産が300万ペソ～3億5,000万ペソ（7万米ドル～800万米ドル）の範囲内、または総負債が300万ペソ～2億5,000万ペソ（7万米ドル～550万米ドル）の範囲にある事業体は、この基準に従います。

小規模企業向けフィリピン財務報告基準 (PFRS for SE)

総資産または総負債が300万ペソ超、1億ペソ以下の事業体は、この基準に従います。

国特有の事情

- SECへの企業申請は、電子申請と書面申請を組み合わせで行われます。
- 会社設立は迅速に行えますが、会社の閉鎖には平均で2年かかります。
- 登録年の翌年から4年目には、法人税は総所得の2%（MCIT：最低法人所得税）か、課税所得の25%（RCIT：通常法人所得税）のいずれか高い方となります。
- 源泉徴収税率は、支払いの性質に応じて1%～25%の範囲で課されます。
- 印紙税は、税法に列挙されている特定の取引に適用され、通常は融資契約、立替金、株式譲渡、不動産譲渡が対象となります。
- フリンジベネフィット税は、一般従業員以外の管理職従業員に支給される福利厚生総額に対して35%が課されます。

- NOLCO（Net Operating Loss Carry-Over：繰越欠損金制度）により、欠損金が発生した年の翌年から3年間にわたり、その欠損金を繰り越して控除することができます。
- 個人所得税率は、年間所得が25万ペソを超える場合に0%～35%の税率が適用されます。
- 「少額給付（de minimis benefits）」として扱われる一定の手当は非課税です。これは通常、米手当、医療手当、交通手当など、従業員に支給される少額の福利厚生給付を指します。
- 13か月目の給与・賞与については、最大9万ペソまで個人所得税が免除されます。この基準を超える金額は課税対象となります。
- 全ての雇用者と従業員は、政府指定の従業員福利制度（SSS、PhilHealth、HDMF）への拠出金を毎月納付しなければなりません。
- 対象となる女性従業員は、出産、流産、緊急人工妊娠中絶（ETP）の前の12か月間に少なくとも3か月分の保険料を納付している場合、105日間の有給出産休暇を取得でき、さらに30日間の無給休暇を追加で取得することも選択できます。

Forvis Mazars の連絡先



Jacqueline Villar

Managing Partner, Head of Outsourcing
フィリピン
jacquie.villar@forvismazars.com

アジア太平洋地域における事業展開 シンガポール



シンガポール

事業体の設立

外国人起業家は通常、シンガポールで自由に事業体を設立することができます。

シンガポールには、複数の事業形態があります。例えば、有限責任会社（一般に非公開有限責任会社と呼ばれ、「Pte. Ltd.」と略される）、有限責任事業組合（LLP）、個人事業（SP）などがありますが、外国投資家に最も広く利用され、推奨される設立形態は Pte. Ltd. です。

Pte. Ltd. は、最も柔軟性が高く、進んだ事業形態です。法人として独立した法的主体であり、その負債は所有者に及びません。さらに、海外在住の外国人であっても、シンガポールの Pte. Ltd. を 100% 所有することができます。

シンガポールで会社を登記する際に必要な払込資本金は名目的なものであり、授權資本制度もすでに廃止されています。会社には最低 1 名の取締役、1 名の株主が必要で、そのうち少なくとも 1 名の取締役はシンガポールの居住者（シンガポール国民、永住者、またはエンプロイメントパス（EP）保持者）でなければなりません。また、会社はシンガポール国内の登記住所と、会社秘書役を置く必要があります。

外国企業に対する規制

上記の最低要件を満たしていれば、シンガポールで会社を設立・登録する際に厳格な規制はありません。事業を開始する前に、会計企業規制庁（ACRA）への会社登録が必要です。さらに、特定のライセンスが必要かどうかを判断し、事業開始前に確実に取得しておくことも重要です。

4.4%

GDP 成長率 *

2.4%

インフレ率 *

6.0m

人口 *

90,674米ドル

一人当たり GDP*

*データは、data.worldbank.orgの最新の2024年報告書に基づいています。

投資優遇

シンガポールで会社を登記する外国企業は、同国の企業優先の事業環境の恩恵を受けやすい立場にあります。シンガポールでの会社設立の主な利点として、設立手続きの容易さ、低い税率、安定した政治状況、世界トップクラスのビジネスインフラ、非常に効率的な規制の枠組みなどが挙げられます。

経済開発庁（EDB）は、シンガポールへの投資を積極的に推進するため、さまざまな優遇措置や開発プログラムを提供しています。これらの優遇措置は、主として特定の事業活動を支援する財政的優遇措置と、条件を満たす取引や事業活動について税の免除や軽減税率を認める税制優遇措置の2つに分けられます。これらの優遇措置は通常、個別に審査され、付与されます。

就労許可とビザ

外国籍の方がシンガポールに居住し就労するには、適切な就労ビザを申請する必要があります。代表的なカテゴリーはSパスとエンプロイメント・パス（EP）で、いずれも会社設立後に申請されます。就労ビザの取得には、関係政府当局による審査と承認を受ける必要があります。

Sパスは、シンガポールでの就労に必要な資格と職業経験を有する中級技能労働者を対象とした就労ビザです。資格を満たすには、最低月給要件を満たす必要がありますが、その要件は業種によって異なり、申請者の年齢が高いほど高くなります。

2026年現在、Sパス申請者の最低給与要件は以下の通りです。

- 大半の業種では月額3,300シンガポールドル（年齢が高い候補者ほど最低要件が高くなる）
- 金融サービス業では月額3,800シンガポールドル（年齢が高い候補者ほど最低要件が高くなる）

企業は、雇用できるSパス保持者数について雇用枠を適用されており、その枠は業種および現地従業員数に基づいて決定されます。

2025年9月現在、雇用主はSパス保持者1人につき月額650シンガポールドルの外国人雇用税を支払う必要があります。

EPは、シンガポールでの就労を希望する外国人の専門職、管理職、経営者向けの就労ビザです。EPに発行数の上限はありませんが、申請者が資格を得るには一定の条件を満たさなければなりません。

給与要件

2026年1月1日現在：

- 大半の業種では、最低給与要件は月額5,600シンガポールドルです。
- 金融サービス業では、最低給与要件は月額6,200シンガポールドルです。

2027年1月1日以降：

- 大半の業種で、最低給与要件は月額6,000シンガポールドルに引き上げられます。
- 金融サービス業では、最低給与要件は月額6,600シンガポールドルに引き上げられます。

EPの更新については、2027年の新たな料率は2028年1月1日以降の更新から適用されます。

COMPASS（Complementarity Assessment Framework：補完性評価フレームワーク）

新規のEP申請者は、以下の二段階の適格性フレームワークを満たす必要があります。

第一段階： 給与要件を満たす。

第二段階： 申請者のスキル、経験、シンガポール経済への貢献を評価するポイント制のCOMPASS審査に合格する。

COMPASSは、2026年1月1日以降の全ての新規EP申請、ならびに2026年7月1日以降に有効期限を迎えるEPの更新に適用されます。

その他の条件：

EPの申請者は、給与要件とCOMPASS審査に加え、認められる資格やシンガポールに拠点を置く企業からの内定など、その他の要件も満たさなければなりません。

起業パス（アントレパス）は、革新的な事業アイデアを持つ外国人起業家をシンガポールに誘致することを目的とする就労ビザです。これにより、連続起業家（シリアルアントレプレナー）、優れたイノベーター、経験豊富な投資家は、シンガポールで事業を立ち上げ、成長させる機会を得られます。

アントレパスを申請するには、以下の条件を満たす必要があります。

- 1. 事業所有権：**申請者は、会計企業規制庁（ACRA）に登録された非公開有限会社を既に設立しているか、設立を予定している必要があります。また、申請者は会社株式の 30% 以上を所有していなければなりません。
- 2. イノベーションまたは資金調達：**会社は、ベンチャーキャピタルの出資を受けているか、革新的な技術を保有していなければなりません。あるいは、10 万シンガポールドル以上の資金を調達するなど、申請者が起業家としての実績と将来性を実証できる場合に要件を満たすことができます。

申請スケジュール

アントレパスは、法人設立前または法人設立後 6 か月以内に申請することができます。

海外からの事業運営

シンガポールに移住する予定のない個人でも、シンガポール法人を所有し、海外から運営することができます。ミーティングや会議など、事業関連の活動を目的として観光ビザでシンガポールを訪れることができます。ただし、観光ビザで滞在している間は、会社の経営や運営に主体的に関与することは認められていません。そのため、会社所有者は、シンガポールでの日常業務を担当する現地取締役や現地チームの選任を検討する必要があります。

税制

シンガポール企業には課税所得に対して法人所得税（CIT）が課されます。標準法人税率は課税所得の一律 17% です。ただし、所得控除や法人所得税の還付が利用できるため、課税所得が 30 万シンガポールドル以下の場合、実効税率は 6% 未満となる可能性があります。これらの優遇措置は、2026 年度の法人税還付方針と同様に、居住者と非居住者の両方に適用されます。

2026 年度については、法人所得税（CIT）の課税対象となる全ての企業が、税務上の居住者かどうかにかかわらず、納税額の 40% に相当する CIT の還付を受けます。2025 年に少なくとも 1 名の現地従業員を雇用していた企業（「現地従業員要件」）に対しては、1,500 シンガポールドルの CIT 還付の現金給付も支給されます。したがって、当該の企業は最低でも 1,500 シンガポールドルの恩恵を受けることができます。企業が受け取ることのできる CIT 還付金および CIT 還付現金給付の合計額は、3 万シンガポールドルが上限です。

二重課税を防ぐため、シンガポール企業は適切な条件を満たせば、外国で支払った税金の税額控除を受けられます。

シンガポールの物品サービス税（GST）は、国内での消費に対して課される税金です。GST は、輸入品を含む物品またはサービスに支出した際に課されます。一般に、シンガポールで供給される物品や提供されるサービスは GST の課税対象となりますが、金融サービスや居住用不動産の売買・賃貸など、一部の例外は免税とされます。現在、GST は供給額の 9% の税率で課税・計上されており、企業は各四半期（3 月、6 月、9 月、12 月）の末日から 1 か月以内に GST 申告書を提出しなければなりません。

シンガポールでは、GST 登録が義務付けられる場合と、任意で登録する場合があります。企業の年間売上高が 100 万シンガポールドルを超える場合、または超えると見込まれる場合には、GST 登録が義務付けられます。企業は、売上高が基準額を超えた四半期の末日から 30 日以内、または今後 12 か月以内に売上高が基準額を超えると認識した日から 30 日以内に、GST 登録を行わなければなりません。

移転価格（TP）とは、関連当事者間で取引される物品、サービス、無形資産の価格を決定することを指します。シンガポール内国歳入庁（IRAS）は、移転価格の基準として独立企業間原則を採用しており、関連当事者間取引の価格設定が独立企業間取引と同等になるようにしています。このような取引を行う納税者は、独立企業間原則を適用し、その遵守を証明するための適切な記録を保持しなければなりません。このような記録は移転価格文書と呼ばれ、シンガポールにおける一定の基準額を超える取引で義務付けられています。

独立企業間原則の採用により、納税者と税務当局の双方は、関連当事者間取引に対処する際の一貫した基準を確保できます。

税源浸食と利益移転（BEPS）勧告に関する一貫性のある協調的な実施を確保し、包摂性を促すために、OECD および G20 は議論を拡大し、BEPS に関する包摂的枠組み（IF）を通じて 135 以上の国・地域が議論に加わりました。2021 年 10 月、IF は、経済のデジタル化に伴う税務上の課題に対応するための二本柱の解決策（通称「BEPS 2.0」）について合意に達しました。第 1 の柱では、シンガポールは国内で行われる経済活動からの利益に対する課税権を一部放棄しますが、国内市場の規模が比較的小さいため、得られる恩恵は限定的だと考えられます。シンガポールは、基本的なマーケティング活動および販売活動に対する簡易的な価格設定マトリックスを提供するために、2026 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日まで、簡素化・合理化アプローチ（SSA）（Amount B）を試験的に導入しています。

第 2 の柱に基づくグローバル税源侵食防止ルール（GloBE）に対応するため、シンガポールは 2023 年 2 月に所得合算ルール（IIR）と国内トップアップ税（DTT）を導入しました。IIR と DTT により、シンガポールにおける多国籍企業（MNE）の実効税率は 15% に引き上げられます。これらの規則は、シンガポールで事業を展開する年間売上高 7 億 5,000 万ユーロ以上の多国籍企業に適用されます。

監査・会計

シンガポールで設立または登記された会社は、取引内容および財務状況を十分に説明でき、正確かつ公正な損益計算書および貸借対照表を作成できるように、会計帳簿その他の記録を保持する義務があります。これらの記録を国外で保管する場合、シンガポール国内にも写しを保管する必要があります。

シンガポール会社法により、休眠会社または監査免除の対象となる小規模会社でない限り、企業は年度ごとに監査済み決算書をACRAに提出しなければなりません。

休眠会社は、会社法で認められている取引を除き、設立日以降または前会計年度末以降に会計取引が行われていないことを条件として、監査義務が免除されます。

小規模会社として認められるには、当該年度に非公開会社であり、直前の2会計年度のそれぞれにおいて以下の3つの基準のうち2つを満たす必要があります。

- a. 年間売上高が1,000万シンガポールドル以下である。
- b. 総資産が1,000万シンガポールドル以下である。
- c. 従業員数が50名以下である。

会社がグループに属している場合は、その会社とグループの双方が小規模企業の要件を満たしていなければなりません。現会計年度の直前の2会計年度のそれぞれにおいて、連結ベースで上記3つの基準のうち少なくとも2つを満たしているグループは、小規模グループとみなされます。

シンガポールは、シンガポール会計基準審議会によって制定されたシンガポール財務報告基準（SFRS）を採用しています。SFRSは、国際会計基準審議会が公表する国際財務報告基準と緊密に整合しています。シンガポールで設立または登録された全ての会社は、ACRAにより代替的な会計基準の使用が認められている場合を除き、SFRSに準拠する必要があります。

「コーポレート・ガバナンス・コード」（「本コード」）の遵守は義務ではありませんが、シンガポール証券取引所（SGX）に上場している企業は、年次報告書において自社のコーポレート・ガバナンスの実践状況を開示し、本コードから逸脱している事項についてはその理由を説明しなければなりません。

年次財務諸表はACRAとIRASの両方に提出する必要があります。なお、小規模会社は、関連する基準を満たしていれば、監査が免除される場合でも（免除の対象となる支払い能力のある非公開会社を除き）、年次財務諸表をXBRL形式でACRAに提出しなければなりません。また、全てのシンガポール企業（駐在員事務所を除く）は、IRASに年次の税務申告書を提出する必要があります。

国特有の事情

- 会社秘書役は、会社設立から6か月以内に任命する必要があります。シンガポール居住者でなければなりません。
- 会社は、少なくとも1名のシンガポール居住者の取締役、シンガポール居住者の会社秘書役を置き、一般に公開された登記住所を有する必要があります。

Forvis Mazars の連絡先



Rick Chan
Managing Partner
Head of Audit & Assurance APAC
Member of the Group Governance Board
シンガポール
rick.chan@forvismazars.com



Justin Lim
Partner, Head of Outsourcing and
Head of Corporate Secretarial APAC
シンガポール
justin.lim@forvismazars.com



Gene Kwee
Partner, Head of Tax
シンガポール
gene.kwee@forvismazars.com



台湾

事業体の設立

台湾の事業組織には、駐在員事務所、支店、子会社があります。子会社は、無限責任会社、株主が有限責任を負う無限責任会社、有限責任会社、または株式有限責任会社の形態をとることができます。最も一般的な形態は、有限責任会社と株式有限責任会社です。

有限責任会社は、1名の株主（個人または外国法人）でも設立でき、株主の責任はその出資額に限定されます。株主の同意を得れば、株式有限責任会社に転換することができます。株主は、過半数の同意なしに自己の出資分を譲渡することはできません。

株式有限責任会社を設立するには、少なくとも2名の個人または1社の法人株主が必要です。株主の責任は保有株式の範囲内に限定され、他の株主の同意なしに持分を譲渡することができます。

支店は、子会社よりも簡易な事業形態であり、独立した法人格を持たずに、海外の本社の延長として事業を行います。支店は資本金（いわゆる「運転資金」）を用意する必要があり、責任者および支店長を選任しなければなりません。責任者と支店長は、外国人でも台湾人でもかまいません。支店は台湾所得税法上の営利事業者とみなされ、認められている全ての事業活動を行うことができます。

駐在員事務所は、台湾で事業活動を行わずに、現地に拠点を置く必要がある企業向けの形態です。駐在員事務所は情報収集や物品調達を行う代理店としての役割を果たし、連絡調整業務のみを担当するため、法人所得税やVATの申告を行う必要はありません。駐在員事務所は、本社に代わって契約の締結、見積書の作成、価格交渉、入札への参加、物品調達を行うことができます。



8.7%

GDP 成長率 *

1.7%

インフレ率 *

23.3m

人口 *

39,492米ドル

一人当たり GDP*

*データは、中華民国(台湾)国家統計局の2025年報告書に基づいています。

外国企業に対する規制

台湾への外国資本投資は投資審議司の管轄下にあり、外国資本を投入する場合には、その承認を得る必要があります。資金や経営に中国が関与する場合、その投資プロセスは他の外国投資とは別の審査手続きに従います。

現在、台湾は外国投資の 95% 近くの規制を緩和しています。台湾では、条件付きで制限が適用される一部の例外を除き、全ての分野で外国投資が認められています。制限対象分野には、国家安全保障、公共の秩序、社会的行動、公衆衛生に影響を及ぼす可能性のある分野のほか、法律により制限されている分野や国際協定に基づき禁止されている分野が含まれます。したがって、台湾における一部の外国投資については、ネガティブリストに基づく管理の対象となります。

就労許可とビザ

台湾で働く外国人は、雇用主がスポンサーとなる就労許可を取得する必要があります。また、外国人が台湾に合法的に居住できることを証明する身分証明書である居留証（ARC）の申請も義務付けられています。

外国人専門職が申請できる認可業務は、(i) 専門的または技術的な業務、(ii) 華僑または外国人が出資または設立した認可事業における取締役または管理職、(iii) 学校の教員、(iv) 予備校の常勤外国人教師、(v) スポーツコーチまたはスポーツ選手、(vi) 芸術・演劇に携わる者、(vii) 外国人との契約業務を管理する者の 7 つの区分に分類されます。

企業については、雇用主の要件は以下のとおりです。

1. 設立後 1 年未満：

運転資金が 500 万台湾ドルに達するか、売上高が 1,000 万台湾ドルに達している必要があります。

2. 設立後 1 年以上：

直近 1 年間または過去 3 年間の平均売上高が 1,000 万台湾ドル以上に達している必要があります。雇用される外国人の平均給与は、月額 47,971 台湾ドルを下回ってはなりません。

前述の就労許可に加え、2018 年に導入された台湾就業ゴールドカードは、台湾での就労と居住を希望する外国籍の専門人材に包括的なソリューションを提供します。これは、居住ビザ、就労許可、居留証、再入国許可を統合したオールインワンカードであり、1 年～3 年の期間にわたり台湾への複数回の入国が可能になります。申請者は、スポンサーを必要とせず、オンラインで手軽に申請できます。

ゴールドカードの取得資格は、主に申請者の専門技能の評価に基づいて判断されるため、台湾での就職先を事前に確保する必要はありません。

税制

台湾の法人税は、営業税（VAT を含む）、法人所得税、未分配利益に対する付加税があります。VAT の税率は 5% に設定されており、2 か月ごとの申告が義務付けられています。これは物品、サービス、輸入品に適用され、輸出や特定のサービスにはゼロ税率が適用されます。一部の産業は特別な VAT 制度の対象となっており、この場合は VAT が還付されないため、購入者にとって追加的なコストが生じます。

台湾を拠点とする企業には、全世界所得に対して 20% の法人所得税が課されます。また、翌年末までに分配されない利益については、さらに 5% の付加税が課されます。外国企業の支店などの非居住法人は、台湾源泉の所得にのみ課税されます。台湾の子会社が外国人株主に配当金を支払う場合は、21% の配当税を源泉徴収する必要がありますが、支店が税引後利益を本社に送金する場合には、源泉徴収税は免除されます。駐在員事務所は、税務当局への登録を行い、法令遵守のために適切な記録を保持しなければなりません。

台湾では、外国企業への各種支払いに 20% の源泉徴収税が課されますが、さまざまな規定により軽減税率が適用される場合があります。二重課税防止協定（DTA）に基づき、台湾に恒久的施設を持たない協定締結国からの事業利益については、源泉徴収税が免除される場合があります。台湾所得税法第 25 条では、技術支援、賃貸、建設プロジェクトによるみなし利益に対し、3% の実効税率を適用することが認められています。また、第 4 条の 21 では、対象産業における特許および特定の技術支援に関連する費用について、源泉徴収税率が 0% と定められていますが、これには詳細な申請手続きが必要となります。

2021 年 12 月に改正された通達により、特定の管理手数料およびその他の支払いに対する軽減税率が明確化されました。例えば、本社が台湾の子会社に請求する手数料については、その一部のみが課税対象となる場合があります。その結果、実効税率は標準の 20% を下回る可能性があります。多国籍企業は、これらの規定を適切に対処し、法令遵守を確保するため、税務アドバイザーに相談することが推奨されます。

監査・会計

台湾金融監督管理委員会（FSC）の規制を受ける上場企業、非上場公開会社、金融機関は、財務諸表の作成に際して国際財務報告基準（IFRS）を採用しなければなりません。非公開会社は、IFRSに基づいて改正された企業会計基準および商業会計法に従う必要があります。払込資本金が3,000万台湾ドル以上の台湾企業は、監査済み財務諸表を作成しなければなりません。2019年1月1日より、払込資本金が3,000万台湾ドル未満の非公開企業であっても、従業員数が100名を超える場合、または年間純営業収益が1億台湾ドルを超える場合は、監査済みの財務諸表の作成が義務付けられています。台湾の監査基準は、国際監査・保証基準審議会が公表する基準に準拠しています。

国特有の事情

- 全従業員を対象に報酬額の6%の割合で労働年金基金への拠出（会社負担分）が義務付けられています。
- 台湾では、現地の銀行で銀行口座を開設する際、通常、会社の代表者が直接来店することを義務付けています。
- 会社設立時には、資本金を台湾の銀行口座に払い込む必要があります。また、会社登記を完了する前に、その資本金について会計士による認証を受けなければなりません。

Forvis Mazars の連絡先



Al Chang
Managing Partner
台湾
al.chang@forvismazars.com



アジア太平洋地域における事業展開 タイ



タイ

事業体の設立

タイでは、パートナーシップ、有限会社、法人化されていないジョイント・ベンチャー、その他の法人形態など、いくつかの種類の事業体が認められています。

最も一般的に利用されているのは、有限会社です。有限責任が認められるため、収益を得る目的で設立する場合に最も適した形態です。駐在員事務所は、収益を得ることが認められていないため、データ収集、物品の調達、品質検査、顧客へのアフターサービス提供など、海外の本社、子会社、関連会社へのサービス提供を目的とする場合に限り、設置が検討されます。地域事務所は、アジア地域の関連会社・支店に対して管理サービスや技術支援を提供します。

有限会社の登記手続きには、最低2名の個人発起人が必要です。各発起人は申請手続きに参加する必要があり、短期間であっても1株以上の自社株を保有することが求められます。会社の登記と同時に、株主は登録資本金の25%以上を払い込む必要があります。

外国企業に対する規制

株式資本の50%以上が外国資本である企業は「外国企業」とされ、外国人事業法によって規制を受けます。同法では、外国企業が制限される事業を、リスト1、リスト2、リスト3の3種類に分類しています。

外国企業は、稲作などのリスト1の事業を行うことは禁止されています。外国企業がリスト2の事業を行う場合は閣議承認が必要です。リスト3の事業を行う場合は、事業開発局局長の許可および外国人事業委員会の監督が必要です。リスト2またはリスト3の事業を行う外国企業は、事業開始前に外国人事業ライセンス（Foreign Business License）または外国人事業証書（Foreign Business Certificate）を取得する必要があります。

2.5%

GDP 成長率 *

1.4%

インフレ率 *

71.6m

人口 *

7,346米ドル

一人当たり GDP*

*データは、data.worldbank.orgの最新の2024年報告書に基づいています。

外国人事業証明書を取得する代わりとなる方法は2つあります。1つ目は、タイ・米国友好条約に基づくもので、アメリカ国籍など特定の国籍の者であれば、法人・個人を問わず利用することができます。

同条約は米国企業にとって極めて有利なものであり、銀行業や通信業など一部の業種を除き、現地企業とほぼ同等の事業権限が認められます。その他にも、オーストラリア人、日本人、ASEAN 加盟国の国民についても、TAFTA、JTEPA、AFAS、ACIA などの協定により優遇措置が認められています。

2つ目は、BOI（タイ投資委員会）または IEAT（タイ工業団地公社）の管轄する輸出加工区を通じて申請する方法です。

製造業および輸出業は規制対象外であるため、外資による100%所有が可能です。

歴史的には、外国企業が国内企業として分類されるメリットを享受するために、1人または複数のタイ国民と合意の上で名義だけを借りて株式を保有させる手法が広く使われていましたが、このような名義株式の保有は違法であり、そのような行為には厳しい罰則が科されます。

投資優遇

特定のプロジェクトに従事しようとする投資家を対象に、BOI は多数の税務上および非税務上の優遇措置を提供しています。これには、外国資本による100%所有、関税や法人税の減免、ビザや就労許可に関する規則緩和、土地の所有などが含まれます。

IEAT も、工業団地内で事業を行うことを選択する企業に対して、同様の非税務上の優遇措置を提供しています。また、フリーゾーンに立地する企業には、輸入関税の免除措置を提供します。

就労許可とビザ

タイで就労を希望する外国人は、有効な労働許可証およびノンイミグラント B ビザを取得する必要があります。

BOI や IEAT の優遇措置を受けていない事業（有限会社形態）の場合、労働許可証1件につき200万バートの払込資本金が必要です。申請者は、法律で定められた最低給与額（国籍により異なる）を満たす必要があります。タイで外国人従業員のビザを更新するためには、雇用主は通常、外国人1名に対してタイ人4名以上の雇用比率を維持する必要があります。

通常、外国人労働許可は企業1社あたり最大10名までとされています。ただし、雇用主が前年に少なくとも300万バートの所得税を納付している場合や、100人以上のタイ人を雇用している場合など、特定の状況においては、この制限が緩和されることがあります。

税制

タイの主な事業税は付加価値税（VAT）、源泉徴収税、法人所得税です。

一般的に、年間売上高が180万バートを超える全ての企業は、VAT 登録が必要です。VAT の名目税率は10%ですが、ここ数年は一時的に7%に引き下げられています。VAT の申告および関連する納付は、請求書発行月の翌月15^日までに行う必要があります。

源泉徴収税は、賃料、広告、ロイヤリティ、配当、利息などの特定の支払いから差し引かれる税金です。源泉徴収税の税率は、提供されるサービス内容や受取者の税務上の区分によって異なります。例えば、国内企業に支払われる利息に対しては1%、外国企業に支払われるロイヤリティに対しては15%の税率が適用されます。源泉徴収税は、支払い月の翌月7^日までに納付しなければなりません。源泉徴収された税金は、最終的な法人税額へ充当することが可能です。

標準的な法人税率は20%ですが、中小企業（資本金500万バート以下、売上3,000万バート以下）の税率は、最初の30万バートはゼロ、300万バートまでの利益に対しては15%となります。

利益の取得に関連して、または事業目的のために発生するあらゆる事業経費の一般的な控除とは別に、タイ企業は経費について特別な追加の税控除を受けられる場合があります。これらの特別控除の控除率は、政府の個別の施策によって異なりますが、通常は25%～200%の範囲です。

欠損金は最大5年間繰り越し可能ですが、損失の繰り戻し、グループ通算制度、税金連結の規定はありません。

配当金は、特定の条件を満たせば、全額または一部が非課税となります。

法人税の申告は、年次申告と中間申告の2回必要です。中間申告は、当年度の見込み純利益に基づく税額の前払いに相当します。

移転価格税制は、2019年1月1日以後に開始する会計期間から適用されています。関連当事者を有し、かつ年間売上高が2億バート以上の納税者は、開示書式およびローカルファイルを含む移転価格文書の作成が義務付けられています。

監査・会計

タイの財務報告では、企業規模にかかわらず、全ての法人は、タイの公認会計士による帳簿作成と、タイの登録監査人による監査が義務付けられています。公的説明責任を有しない事業体（NPAE）については、2011年1月1日より、中小企業向け国際財務報告基準（IFRS）と同等の NPAE 向けタイ財務報告基準（TFRS）が施行されています。

NPAE 向け TFRS は 2022 年に改訂され、2023 年 1 月 1 日以後に開始する会計期間から適用されています。この改訂は、変化の大きい事業環境や、取引の複雑化・多様化に対応するために行われました。

公的説明責任を有する事業体（PAE）は、IFRS と概ね整合する財務報告フレームワークに従います。NPAE および PAE はいずれも、事業開発局が公表した「財務諸表に記載すべき簡略表示項目の定義（Definition of the Abbreviated Components Required in the Financial Statements）」（仏暦 2566 年（2023 年））に準拠しなければなりません。この新しい要件は、2024 年 1 月 1 日以降に開始する報告期間から適用されています。この要件では、改訂された NPAE 向け TFRS および完全版 TFRS の改善内容に合わせて、財務諸表に記載すべき簡略表示項目が新たに追加されています。これらの新たな項目は、棚卸資産、土地・建物・設備の再評価、投資不動産の公正価値の測定、引当金および偶発債務、リース、生物資産、および子会社への投資などの分野を対象としています。

国特有の事情

- 名義株主は禁止されています。
- 会計はタイの会計士が作成し、監査はタイの監査人が行わなければなりません。
- 登記住所は実際のオフィスがある住所でなければならず、私書箱や弁護士の実務上の住所は認められません。
- 取締役会の代理出席や書面決議は認められません。

Forvis Mazars の連絡先



Rob Hurenkamp

Managing Partner

タイ

rob.hurenkamp@forvismazars.com



Chatchawat Kriengsuntikul

Partner, Head of Legal

タイ

chatchawat.kriengsuntikul@forvismazars.com



Jonathan Fryer

Partner, Head of Outsourcing

タイ

jonathan.fryer@forvismazars.com



ベトナム

事業体の設立

外国投資家がベトナムで企業を設立しようとする場合に利用できる法的形態には、一般的に有限責任会社（LLC）と株式会社（JSC）があります。

事業設立および実施される投資プロジェクトは、投資法および企業法に準拠しなければなりません。ベトナムで正式に事業を開始するには、外国投資企業は所管当局が発行する2種類の証明書を取得する必要があります（業種によっては追加のライセンスが必要となる場合があります。例：商取引にはトレーディングライセンスが必要）。

- 実施するプロジェクトに対する投資登録証明書
- 設立する企業の企業登録証明書

また、外国投資家は市場参入戦略の初期段階として、ベトナムに駐在員事務所を設立することも検討できます。外国企業が駐在員事務所を設置するには、設置予定の市または省の工業貿易局に登録書類を提出し、許可を取得する必要があります。駐在員事務所に認められるのは連絡業務および市場開拓機能のみであり、ベトナム国内で事業活動を行うことはできません。

外国企業に対する規制

外国投資家は、ベトナムの国際条約上のコミットメント（WTO など）およびベトナム法に基づき、外国投資家に開放されている分野・産業に投資することができます。一般に、禁止分野・産業とは、国民、環境、防衛、またはベトナムの歴史・文化に有害な分野を指します。条件付き分野・産業におけるプロジェクトに課される条件は、関連する法律、条例、政令、国際条約に定められています。

8.0%

GDP 成長率 *

3.3%

インフレ率 *

102.3m

人口 *

5,026米ドル

一人当たり GDP*

*データは、data.worldbank.orgの2025年の報告書に基づいています。

就労許可とビザ

ベトナムで就労する外国人は、免除要件に該当する場合（例：3か月未満の短期就労で、ベトナム国内のベトナム人またはベトナム国内の外国人専門家では対応できない、事業や生産に影響する複雑な技術的問題への対応やサービス提供を行う場合など）を除き、就労許可証の取得が必要です。ベトナムに派遣されプロジェクトを実施する外国人従業員にも就労許可証が必要です（ただし、一定条件の下で外国人専門家に就労許可の免除が認められる場合がある政府開発援助（ODA）案件は除く）。

就労許可の有効期間は雇用期間と同じですが、2年を超えてはなりません。

ベトナムで就労する外国人は、就労許可証やビジネスビザに加え、一時滞在カードの取得が必要になる場合があります。長期滞在を可能にする一時滞在カードは、有効な就労許可証と合わせて最長2年間有効で、随時更新が可能です。また、複数回の出入国が認められます。

税制

付加価値税（VAT）

ベトナムでは、ほとんどの物品・サービスにVATが課されます。一般的に、物品・サービスには10%の標準VAT税率が適用されます。特別なケースでは、VATが免税されるか、5%（基礎的物品）や0%（輸出向け物品・サービス）の税率が適用されます。

2026年については、政令「174/2025/ND-CP」に基づく政府の優遇措置により、一部の物品およびサービスを除き、標準VAT税率が10%から8%に引き下げられました。

法人所得税（CIT）

適用範囲・コンプライアンス CIT は、ベトナムで事業を行う全ての事業体の純利益に適用されます。正式な四半期申告は不要になりましたが、企業は四半期ごとに概算による納付を行わなければなりません。最終的な税額の清算は、毎年実施するほか、M&A、解散、組織再編などの重要な企業変更が行われる場合にも実施しなければなりません。

税率 法人所得税の標準税率は20%です。中小企業を支援するため、年間売上高に応じて以下の優遇税率が適用されます。

- 15%: 売上高30億ベトナムドン未満
- 17%: 売上高30億ベトナムドン～500億ベトナムドン
- 25% – 50%: 石油、ガス、高価値天然資源セクター向け特別税率

課税所得・控除 課税所得は、総収益から控除可能な経費を差し引いて算出されます。収益には、回収済みかどうかにかかわらず、全世界で得られた全ての収入が含まれます。経費を損金算入するためには、その経費が事業に関連するものであり、有効な請求書によって裏付けられている必要があります。特に、500万ベトナムドン以上（VAT込み）の取引については、税務上の処理を行うために、現金以外の支払い方法（銀行振込）が義務付けられています。

繰越欠損金 事業上の欠損金は、発生した年度の翌年から最長5年間連続して繰り越し、将来の課税所得と相殺することができます。

税制優遇措置

- **投資優遇**：ベトナムでは、プロジェクトの分野や土地条件に応じて、優遇税率やタックス・ホリデー（法人税の免除期間の後、50%の減税）が適用されます。また、女性や少数民族の従業員の割合が高い製造業、建設業、運輸業の企業を対象とした特別優遇措置も設けられています。
- **グローバル・ミニマム課税（GMT）**：ベトナムは、OECDの第2の柱に準拠し、連結売上高が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業（MNE）に対して15%の最低法人税率を適用しています。これにより、従来の税制優遇措置の効果が相殺される可能性があるため、政府は、管轄区域内の競争力を維持する目的で、研究開発やハイテクインフラへの助成金など、非税務上の優遇措置を提供する投資支援基金を設立しました。
- **規制の枠組み**：2025年から施行されている政令「236/2025/ND-CP」で、GMTの正式な実施ガイドラインが定められています。この政令は、多国籍企業がベトナムでのコンプライアンス義務を果たせるように、納税者のための具体的な規則、計算方法、申告手続きを規定するものです。

源泉徴収税（WT）

源泉徴収税は、VATとCIT（または個人所得税）を組み合わせたものであり、ベトナム国内の企業が海外の供給者（法人または個人）から物品やサービスを購入する際に発生する支払いに対して課されます。これは、付加価値税（VAT）と所得税（法人の場合はCIT、個人の場合はPIT）から成る複合税です。

WTの申告は、以下の3種類に分類されます。

- **直接方式（源泉徴収）**：最も一般的な選択肢です。ベトナム側の当事者は、総売上高に対してみなし税率（通常0.1%～10%）で源泉徴収し、納付します。外国契約者には、現地の会計要件は適用されません。

- **申告方式（VAS）**：長期プロジェクト（183 日以上）の場合。外国契約者は税務コードの登録を行い、ベトナム会計基準（VAS）に従って、現地企業と同様に実際の純利益に対して 20% の CIT を納付します。
- **ハイブリッド方式**：大規模プロジェクトのための柔軟なオプション。VAT は売上高から費用を差し引いた額に基づいて算出されますが（控除方式）、CIT は直接方式による単純なみなし税率に基づいて納付されます。

ベトナムで恒久的施設を持たずに電子商取引やデジタルビジネス、その他のサービスを提供する海外事業者は、税務総局のオンラインポータルを通じて、四半期ごとにベトナムでの税務登録や、収益に関する申告・納税を直接行うことができるようになりました。また、権限を付与された第三者が代理でその手続きを行うことも可能です。海外の供給者がこれらの義務を履行しない場合、関連取引に関与するベトナムの当事者（ベトナムの契約当事者、商業銀行、決済仲介業者を含む）が一定の責任を負うことになります。

個人所得税（PIT）

個人が受け取る課税所得に課されるものであり、最も一般的なのは給与所得です。一般に、PIT の納税義務者は従業員本人ですが、ベトナム所在の組織が雇用主である場合には、源泉徴収または一時納付の義務がまず雇用主に課されます（それ以外の場合、納税申告は従業員本人が行います）。従業員にグロスベースで報酬が支払われる場合、雇用主は従業員に支払う前に PIT を源泉徴収し、源泉徴収した税金を国に納付する義務があります。雇用主が従業員にネットベースで報酬を支払う場合、雇用主は手取り額をグロスアップし、適用される PIT を計算して、その税額を税務当局に納付する義務があります。

PIT の納税義務は複数の要因により決まりますが、主に当該課税年度におけるベトナムでの居住者区分に基づいて判断されます。

給与所得については、税務上の居住者には 5% から最高限界税率 35% までの累進税率が適用されます。非居住者は一律 20% の税率で課税されます。

その他の所得には、以下のとおり一律の税率が適用されます。

No.	所得区分	居住者	非居住者
1	事業所得(*)	個人事業主は、年間売上高に応じて、稼得利益に対して15%～20%の税率が適用される。 売上高が30億ベトナムドン未満の事業者は、実際の利益に対して課税する方法か、売上高に対して0.5%～5%のみなし税率を適用する方法のいずれかを選択できる。	売上高の1%～5% (事業の種類により異なる)
2	資本譲渡益	キャピタルゲインには20%の税金が課される。ただし、取得原価および関連費用を確定できない場合は、売却代金に対して2%の税率で課税される。	
3	資本投資から生じる所得	5%	
4	有価証券譲渡益	売却代金の0.1%	
5	不動産譲渡益	売却代金の2%	
6	賞金・相続・贈与による所得	2,000万ベトナムドンを超える部分に対して10%	
7	ロイヤリティ／フランチャイズからの収入	2,000万ベトナムドンを超える部分に対して5%	
8	利息／配当	収入の5%	
9	ベトナムのインターネット・ドメイン／カーボンクレジット／オークションで取得した自動車ナンバープレートの譲渡による収入	2,000万ベトナムドンを超える部分に対して5%	
10	デジタル資産・金地金の譲渡による収入(**)	売却代金の0.1%	

監査・会計

ベトナム会計基準（VAS）は旧版の IAS および IFRS に基づいて策定されましたが、ベトナムはこれらの基準を採用した後、自国の規制に合わせて修正しました。IFRS が進化を続けているのに対し、VAS は公表以来ほぼ変更されていません。その結果、ベトナムの会計実務と国際的な会計実務との間に差異が生じ、財務諸表の国際的な比較が難しくなっています。

2020 年 3 月 16 日、財務省は、ベトナムにおける IFRS の採用およびベトナム財務報告基準（VFRS）の導入に向けたロードマップを公表しました。導入計画は次の二段階からなります。

段階	タイミング	関係者
第一段階： 任意	2022 - 2025	移行のためのリソースを持ち、移行を希望する企業。国有企業、上場企業、外国投資企業（FIE）が含まれる。
第二段階： 必須	2026 年以降	採用が義務付けられる。企業の種類に応じて、財務諸表の作成に IFRS または新 VFRS のいずれかを採用しなければならない。

ベトナムの外国投資企業（FIE）は、通常、暦年を会計年度としていますが、四半期の区切りに合わせた 12 か月間を採用することもできます。最初の会計年度および最終会計年度は、最長 15 か月まで延長できます。

FIE は、認可を受けたベトナムの監査法人による年次財務諸表監査を受けなければなりません。一方、駐在員事務所およびプロジェクト管理事務所はこの義務を免除されていますが、VAS に準拠した簡易な記録を保持する必要があります。

さらに、上場企業、国有親会社、および国が定款資本の 50% 以上を保有する事業体については、2021 年 4 月から内部監査の実施が義務付けられています。

国特有の事情

- 企業は主任会計士の雇用が義務付けられています（零細企業を除く）。
- 名義株式の保有は、広く利用されているにもかかわらず、法的に認められていません。
- 登記住所は実際のオフィスがある住所でなければならず、私書箱や弁護士の住所は認められません。
- 法律や規制は頻繁に変更・改正されます。私的裁定には法的拘束力がない場合もあります。
- ベトナムは、著作権法による保護が非常に弱いとされていますが、TRIPS、CPTPP、EVFTA への加盟以降、著作権制度を大幅に強化し、近代的な知的財産法を導入しています。

Forvis Mazars の連絡先



Huyen Nguyen

Country Leader, Head of Outsourcing
ベトナム
huyen.nguyen@forvismazars.com



Minh Nguyen

Partner, Head of Advisory
ベトナム
minh.nguyen@forvismazars.com

連絡先

Jean-Francois Salzmann
Forvis Mazars Asia Pacific Chairman

Forvis Mazars Group SC は、大手プロフェッショナルサービスネットワークである Forvis Mazars Global に属する独立組織です。Forvis Mazars Group は、監査、税務、アドバイザリーサービスを専門とし、100 を超える国や地域で国際的に統合されたパートナーシップとして事業を展開しています。このパートナーシップは、世界中の 4 万人以上の専門家が持つ専門知識と文化的理解を活かし、あらゆる規模のクライアントのそれぞれの発展段階をサポートしています。

詳しくは、forvismazars.com をご覧ください。

© May 2026

forvismazars.com

**forvis
mazars**